

令和6年度水質検査計画



安全な水をお配りします！！

対馬市水道局

1. 基本方針

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、清浄で安全な水として供給できるようにするために必要不可欠なものです。また、健康的かつ文化的な生活を営む上で欠くことの出来ない水道水の安全性を保障するものでもあります。

対馬市では、水道法施行規則第15条第6項に基づき「水質検査計画」を以下のとおり策定いたしました。

- ・ 定期に行う水質検査について「水質検査計画」を策定し、計画的に水質検査を行います。また、臨時に行う水質検査については、行う際の要件、実施方法についても明らかにします。
- ・ 自己の水源や水質汚濁の状況等を考慮し、水質検査を行います。
- ・ 定期の水質検査について検査すべき事項、当該項目、採水場所、検査頻度及びその理由を記載します。
- ・ 水道法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容については、委託する検査機関、委託する項目、検査方法、精度管理方法及び委託の理由等について記載します。
- ・ 水質検査計画による測定結果については、評価のうえ、市民の皆様に対して公表いたします。

2. 水道事業概要

対馬市の水道は上水道39ヶ所（厳原町14、美津島町6、豊玉町4、峰町3、上県町4、上対馬町8）で構成されています。

令和6年4月1日現在における、上水道の給水状況は下表のとおりです。

対馬市水道普及表

行政区域 内総人口 人	上水道		
	箇所数 ヶ所	計画給水人口 人	現在給水人口 人
27,416	39	30,207	27,390

●上水道

上水道		計画給水人口	給水区域内人口	現在給水人口	計画1日最大取水量	計画1日最大給水量	実績1日最大給水量
厳原町 (14ヶ所)	上水道地区	4,857	4,731	4,731	3,795	3,449	3,559
	瀬地区	132	110	110	62	56	58
	久和地区	106	86	86	37	33	18
	内院地区	124	106	106	49	44	40
	浅藻地区	113	96	96	53	48	71
	豆酛地区	691	575	575	308	295	362
	阿連地区	232	211	211	179	162	158
	久田地区	2,277	1,931	1,931	1,212	1,101	1,649
	北厳原地区	1,255	983	983	442	401	538
	佐須地区	710	668	668	297	270	451
	安神地区	65	67	67	44	40	47
	尾浦地区	40	47	47	19	17	12
	内山地区	96	101	101	59	53	41
	大調地区	303	224	224	105	95	165
厳原町小計		11,001	9,936	9,936	6,661	6,064	7,270
美津島町 (6ヶ所)	東地区	2,275	1,973	1,973	1,413	1,281	1,250
	西地区	410	330	330	177	160	100
	中西部地区	146	108	108	68	61	50
	吹崎地区	40	35	35	26	23	20
	中部地区	546	505	505	289	262	340
	雞知地区	3,955	3,851	3,846	1,882	1,710	1,630
美津島町小計		7,372	6,802	6,797	3,855	3,497	3,390
豊玉町 (4ヶ所)	乙宮地区	570	489	489	297	270	469
	塩戸地区	422	429	429	252	229	436
	綱島地区	379	381	381	234	212	292
	仁位地区	1,833	1,665	1,660	1,067	969	969
豊玉町小計		3,204	2,964	2,959	1,850	1,680	2,166
峰町 (3ヶ所)	佐賀地区	548	498	495	277	251	278
	志多賀地区	336	257	257	158	143	120
	三根地区	1,146	1,006	1,004	662	601	620
峰町小計		2,030	1,761	1,756	1,097	995	1,018
上県町 (4ヶ所)	佐護地区	567	515	514	346	314	350
	仁田地区	1,194	1,039	1,037	517	470	561
	南部地区	432	360	360	251	228	223
	佐須奈地区	844	766	764	559	508	618
上県町小計		3,037	2,680	2,675	1,673	1,520	1,752

●上水道

上水道		計画給水人口	給水区域内人口	現在給水人口	計画1日最大取水量	計画1日最大給水量	実績1日最大給水量
上対馬町 (8ヶ所)	琴地区	324	260	260	136	123	125
	一重地区	109	90	90	73	66	80
	小鹿地区	187	172	172	82	74	88
	大河内地区	247	255	255	241	219	186
	豊地区	542	442	442	212	197	210
	中央地区	1,802	1,741	1,737	1,102	1,001	1,076
	豊南地区	311	278	278	139	126	175
	五根緒地区	41	33	33	24	21	32
上対馬町小計		3,563	3,271	3,267	2,009	1,827	1,972
上水道合計		30,207	27,414	27,390	17,145	15,583	17,568

●上対馬町茂木地区 未給水 2人

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

(1) 原水の状況及び留意事項

原水の状況及び留意事項については下記のとおりです。

地区	施設名	ろ過方法	水源名称	水源の種類	留意事項
巖原町	上水道地区 (砥石淵)	上向性 緩速	第1水源(知首川)	表流水	大雨時に濁度上昇
			第2水源(大多羅川)	表流水	大雨時に濁度上昇
			第3水源(阿須川)	ダム水	現施設では使用不能
			第10水源(大多羅川)	浅井戸(地下水)	取水過多注意(ヒ素検出あり)
			第11水源(大多羅川)	浅井戸(地下水)	取水過多注意(ヒ素検出あり)
	上水道地区 (万松院)	上向性	第4水源(金石川)	表流水	大雨時に濁度上昇
			第8水源(金石川)	浅井戸(地下水)	
			第9水源(金石川)	浅井戸(地下水)	
	瀬地区	緩速	第1水源(予備水源)	表流水	大雨時に濁度上昇
			第2水源	浅井戸(地下水)	
			第3水源(予備水源)	浅井戸(地下水)	マンガン上昇時があり
	久和地区	緩速	久和川	表流水	大雨時に濁度上昇
			久和川(予備水源)	浅井戸(地下水)	渇水時等に使用
	内院地区	緩速	柿ノ木川	表流水	大雨時に濁度上昇
	浅藻地区	緩速	天道川	表流水	大雨時に濁度上昇
			第1水源(予備水源)	浅井戸(地下水)	
	豆蔵地区	緩速	第1水源	浅井戸(地下水)	取水過多注意(塩素イオン上昇)
			第2水源	深井戸(地下水)	
			第3水源(御手洗川)	表流水	大雨時に濁度上昇
			第4水源(御手洗川)	表流水	大雨時に濁度上昇
			第5水源	浅井戸(地下水)	
	阿連地区	緩速	第1水源	浅井戸(地下水)	
			第2水源	浅井戸(地下水)	
	久田地区	急速 上向性	第1水源(増田川)	表流水	大雨時に濁度上昇
			第2水源(増田川)	表流水	大雨時に濁度上昇
			第3水源(増田川)	ダム水	
			第5水源(白子)	浅井戸(地下水)	
	北巖原地区	急速	小浦ダム	ダム水	季節により水質変化あり
ザレ川			表流水	大雨時に濁度上昇	
佐須地区	緩速	シワカウ川	表流水	大雨時に濁度上昇	
安神地区	緩速	大米川	表流水	大雨時に濁度上昇	
		大米川(予備水源)	浅井戸(地下水)	渇水時等に使用	
尾浦地区	急速	尾浦川	表流水	大雨時に濁度上昇	
内山地区	緩速	モトヤマ川	表流水	大雨時に濁度上昇	
		地下水	浅井戸(地下水)		
大調地区	緩速	上槻川	表流水	大雨時に濁度上昇	
		上槻川(予備水源)	浅井戸(地下水)	大雨時に濁度上昇	

地区	施設名	ろ過方法	水源名称	水源の種類	留意事項
美津島町	東地区	急速	東地区水源	取水堰(表流水)	大雨時に濁度上昇
			雞知水源	深井戸(地下水)	
			第1予備水源	深井戸(地下水)	使用停止中
			第2予備水源	深井戸(地下水)	使用停止中
		上向性	大船越水源	浅井戸(伏流水)	
		急速	久須保水源	深井戸(地下水)	
		急速	志土路水源	地下ダム(伏流水)	
		急速	賀谷第1水源	浅井戸(伏流水)	
			賀谷第2水源	深井戸(地下水)	水質悪化(塩素イオン)により使用停止
	賀谷予備水源		深井戸(地下水)	渇水時等に使用	
	西地区	上向性	今里第1水源	浅井戸(伏流水)	
			今里第2水源	深井戸(地下水)	
		上向性	尾崎第3水源	深井戸(地下水)	
	中西部地区	上向性	加志水源	浅井戸(伏流水)	
	吹崎地区	上向性	吹崎水源	浅井戸(伏流水)	
			予備水源	深井戸(地下水)	
	中部地区	緩速	洲藻第1水源	取水堰(表流水)	大雨時に濁度上昇
洲藻第2水源			深井戸(地下水)		
雞知地区	急速	第1水源	雞知ダム(貯留水)	季節により水質変化あり	
		第2水源	浅井戸(伏流水)		
	緩速	第3水源	深井戸(地下水)		
		第5水源	深井戸(地下水)		
		予備水源	取水堰(表流水)	大雨時に濁度上昇	
	急速	第4水源	深井戸(地下水)		
	上向性	根緒水源	取水堰(表流水)	大雨時に濁度上昇	
豊玉町	仁位地区	急速	仁位第1水源	浅井戸(伏流水)	大雨時に濁度上昇
			仁位第2水源	浅井戸(伏流水)	休止
			仁位第3水源	深井戸(伏流水)	渇水時等に使用
			仁位第4予備水源	浅井戸(伏流水)	大雨時に濁度上昇
			仁位第5予備水源	浅井戸(伏流水)	大雨時に濁度上昇
		緩速	佐保予備水源	深井戸(地下水)	渇水時等に使用
	塩戸地区	緩速	和板水源	浅井戸(伏流水)	大雨時に濁度上昇
			和板地下ダム水源	井戸(伏流水)	大雨時に濁度上昇
			和板採	深井戸(地下水)	渇水時等に使用
			鑓川水源(予備水源)	浅井戸(伏流水)	大雨時に濁度上昇
	乙宮地区	緩速	曾第1水源	浅井戸(伏流水)	大雨時に濁度上昇
			曾第2水源	浅井戸(伏流水)	大雨時に濁度上昇
			曾予備水源	深井戸(地下水)	渇水時等に使用
	綱島地区	急速	田水源	浅井戸(伏流水)	大雨時に濁度上昇
			田予備水源	深井戸(地下水)	渇水時等に使用

地区	施設名	ろ過方法	水源名称	水源の種類	留意事項
峰町	三根地区	緩速	ユクミ第1水源	表流水	大雨時に濁度上昇
			ユクミ第2水源	表流水	大雨時に濁度上昇
		緩速	天瀬水源	表流水	大雨時に濁度上昇
			三根水源	浅井戸(伏流水)	
	佐賀地区	緩速	佐賀第2水源	浅井戸(伏流水)	
			佐賀第3水源	深井戸(地下水)	水質悪化(塩素付)により使用停止
			佐賀第4水源	浅井戸(伏流水)	
	志多賀地区	緩速	志多賀第2水源	表流水	大雨時に濁度上昇
志多賀第3水源			浅井戸(伏流水)		
上県町	佐須奈地区	緩速	佐須奈水源	浅井戸(地下水)	
	佐護地区	緩速	佐護第1水源	表流水	大雨時に濁度上昇
			佐護第2水源	浅井戸(地下水)	
	仁田地区	急速	仁田第1水源	表流水	大雨時に濁度上昇
			仁田第2水源	浅井戸(地下水)	休止
			仁田第3水源	浅井戸(伏流水)	
	南部地区	緩速	鹿見第1水源	表流水	大雨時に濁度上昇
			鹿見第2水源	深井戸(地下水)	
上対馬町	琴地区	緩速	第1水源	浅井戸(伏流水)	
			第2水源	浅井戸(地下水)	
	一重地区	緩速	第1水源	浅井戸(伏流水)	
	小鹿地区	緩速	第1水源	浅井戸(地下水)	
			第3水源	浅井戸(地下水)	
	大河内地区	緩速	第1水源	浅井戸(伏流水)	
			第2水源	浅井戸(伏流水)	取水量減少
	豊地区	消毒	鱒浦第1水源	浅井戸(地下水)	取水量減少
			鱒浦第2水源	浅井戸(地下水)	取水量減少
		緩速	豊水源ダム	貯水	大雨時に濁度上昇
			第1水源	浅井戸(地下水)	大雨時に濁度上昇
			第3水源	深井戸(地下水)	
			第4水源	深井戸(地下水)	取水量減少
	中央地区	急速	鳴川ダム	貯水	大雨時に濁度上昇
			大浦水源	浅井戸(伏流水)	
			比田勝水源	浅井戸(伏流水)	
	消毒	古里水源	浅井戸(伏流水)	濁水時に塩化物イオンが上昇する恐れあり	
豊南地区	緩速	第1水源	浅井戸(伏流水)		
五根緒地区	緩速	第1水源	浅井戸(伏流水)		

(2) 浄水の状況及び留意事項

浄水場では、水源の水質及び地域性に合わせて浄水方法を決めています。

また、水道法に基づく定期水質検査を行います。

4. 採水地点、検査項目、検査頻度

(1) 採水地点

①毎日検査

水道法に基づく1日1回の検査（以下、毎日検査という。）は、各水道の浄水場給水栓及び給水末端より採水して行います。

②毎月検査及び基準項目検査（浄水）（別紙3参照）

毎月実施する検査（以下、毎月検査という。）及び3ヶ月毎に実施する浄水の検査（以下、基準項目検査（浄水））の採水地点として上水道39箇所を設定いたしました。

③基準項目検査（原水）（別紙4参照）

安全で良質な水道水の供給には水源の水質が影響を与えるため、原水の検査（以下、基準項目検査（原水）という。）の採水地点は、各水源内にある取水ポンプに付属する給水栓とし、そこから採水して検査試料とします。

(2) 検査項目及び検査頻度（別紙5参照）

①毎日検査

水道法に基づき1日1回、色・濁り・残留塩素の検査を行います。

②毎月検査

1ヶ月に1回、水質変化の指標となる9項目について検査を行います。

③基準項目検査（浄水51項目）

水道法で検査が義務づけられている基準項目（浄水51項目）は、最大で3年に1回まで検査頻度を緩和する事が可能ですが、対馬市では、水質が安全かつ良好であることを確認するため、検査頻度を減らさずに3ヶ月に1回、基準項目検査を行います。

④基準項目検査（原水39項目）

基準項目（51項目）のうち、消毒副生成物等11項目及び味を除く39項目について年1回検査を行います。

5. 水質検査方法

毎月検査、基準項目検査（浄水）、基準項目検査（原水）は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成15年厚生労働省令告示第261号）で行います。

その他の検査については、「水質管理目標設定項目の検査方法」及び「上水試験方法」（日本水道協会）等により行います。

6. 臨時の水質検査

水源等で次のような水質変化があり、その変化に応じた浄水処理を行うことができず、給水栓から出た水で水質基準値を超える恐れがある場合、必要に応じて臨時の水質検査を実施します。

- ・水源に異常が認められたとき
- ・浄水過程において水質が著しく変化を与えるような異常が認められたとき
- ・水道利用者で消化器系感染症が流行したとき
- ・配水管の大規模な工事をしたとき
- ・その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき

なお、臨時の水質検査は、以上のような異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が収束または改善が認められ、安全な水道水が再び供給できるようになるまで行います。その際、必要に応じて保健所や委託検査機関等から指導や助言を受けながら行います。

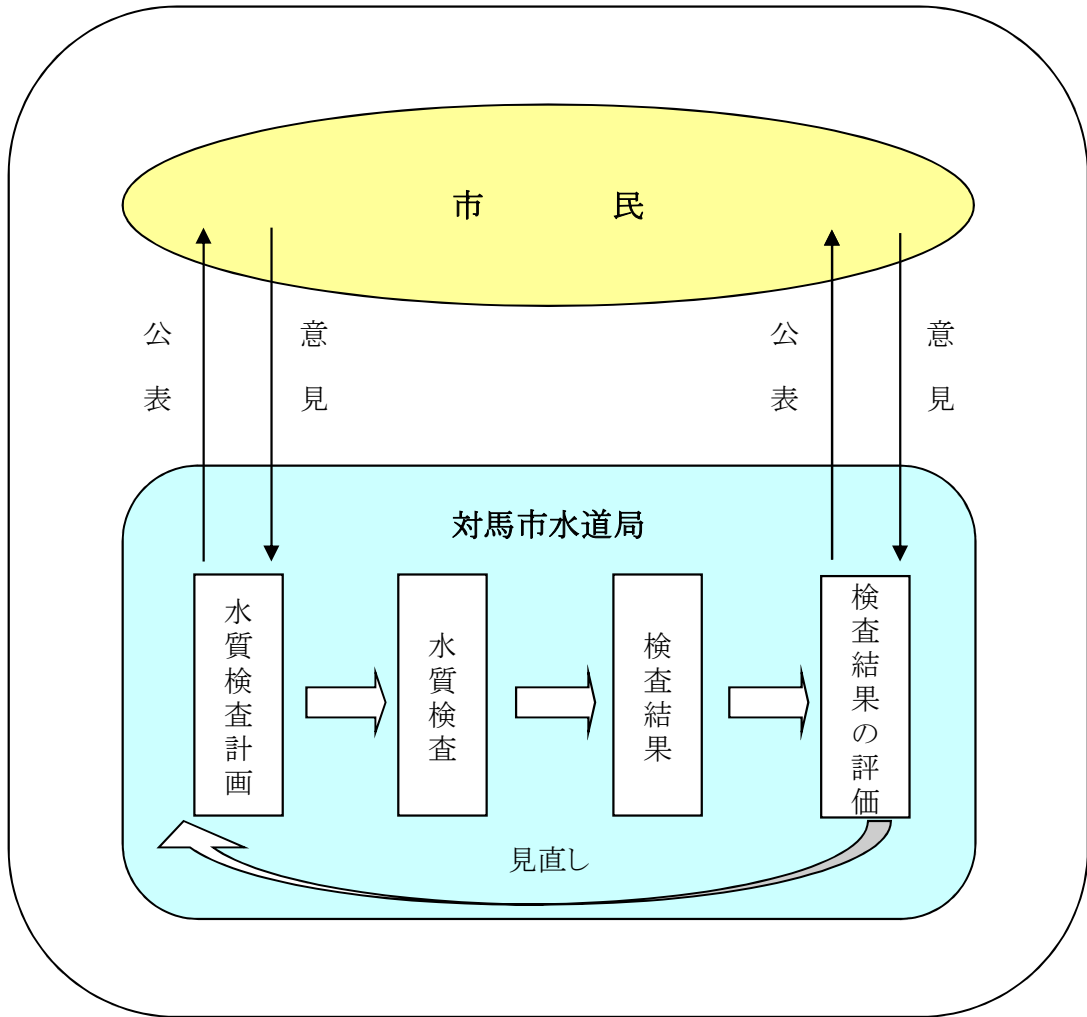
7. 水質検査の自己／委託の区分

毎日検査（色・濁り・残留塩素の検査）については、対馬市で行います。毎日検査を除く水質検査業務については、水道法第20条登録検査機関に委託します。委託先は、検査精度と信頼性等を考慮し、①飲料水検査におけるISO9001:2000取得検査機関、②クリプトスポリジウム等検査、ダイオキシン類分析などのハイレベルの検査が可能な検査機関を選定いたします。

以上から、令和6年度は公益社団法人 長崎県食品衛生協会 食品環境検査センターを入札により選定いたしました。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び検査結果については、対馬市水道局窓口及びホームページにて閲覧でき、また、市民からの声や年間の検査結果が判明した時点で、それらを総合的に判断し、必要に応じて次項フローで計画の見直しを行います。



9. その他

- (1) 水質検査項目並びに水質基準値・定量下限値・測定精度変動係数及び発生原因等(別紙6参照)
- (2) 水質検査における精度管理及び信頼性保証
 水質検査において内部及び外部精度管理を実施し、信頼性保証が確実にされている検査機関に委託します。

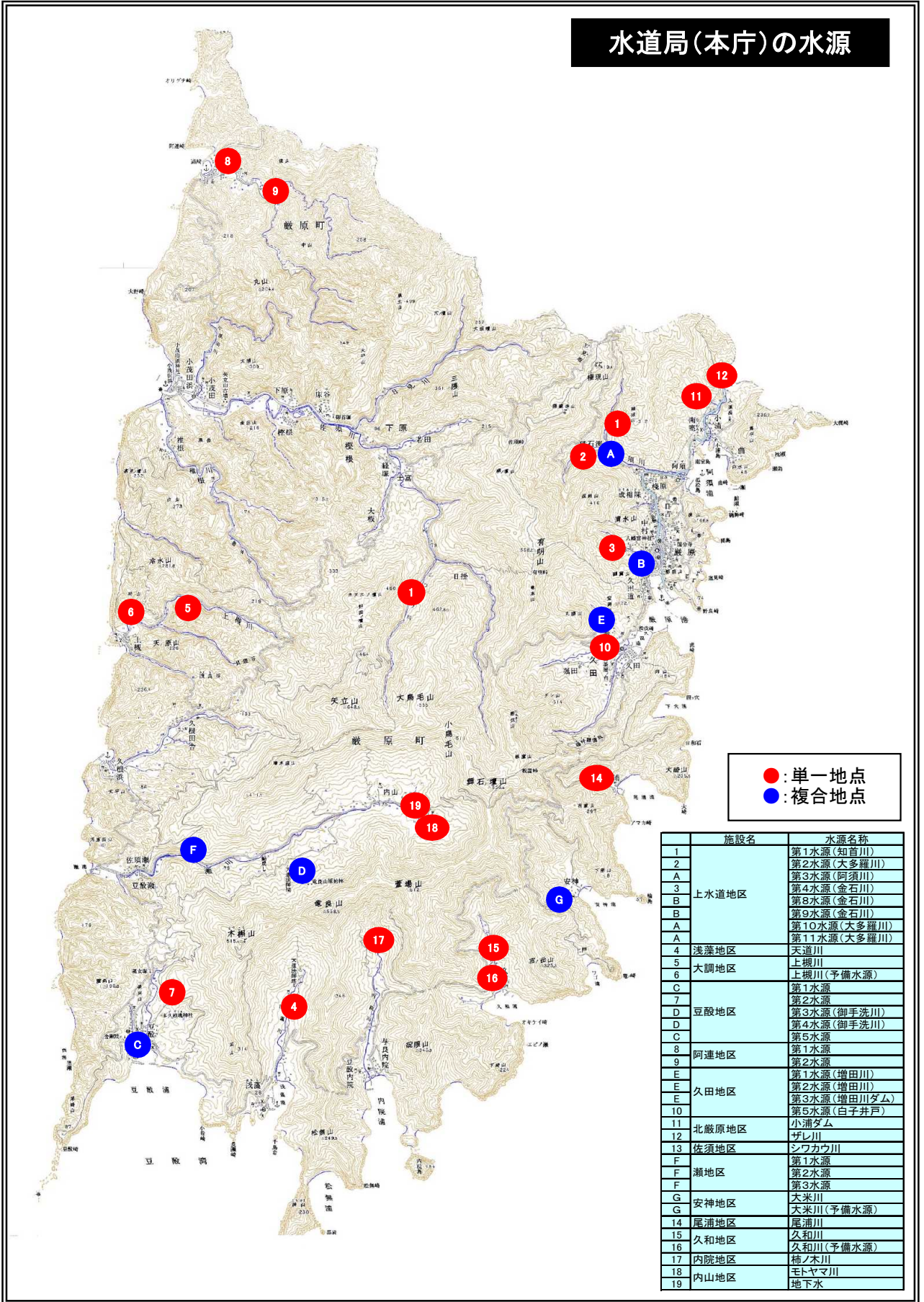
— ご意見及びお問い合わせ先 —

対馬市水道局

〒817-0022
 長崎県対馬市厳原町国分1441番地

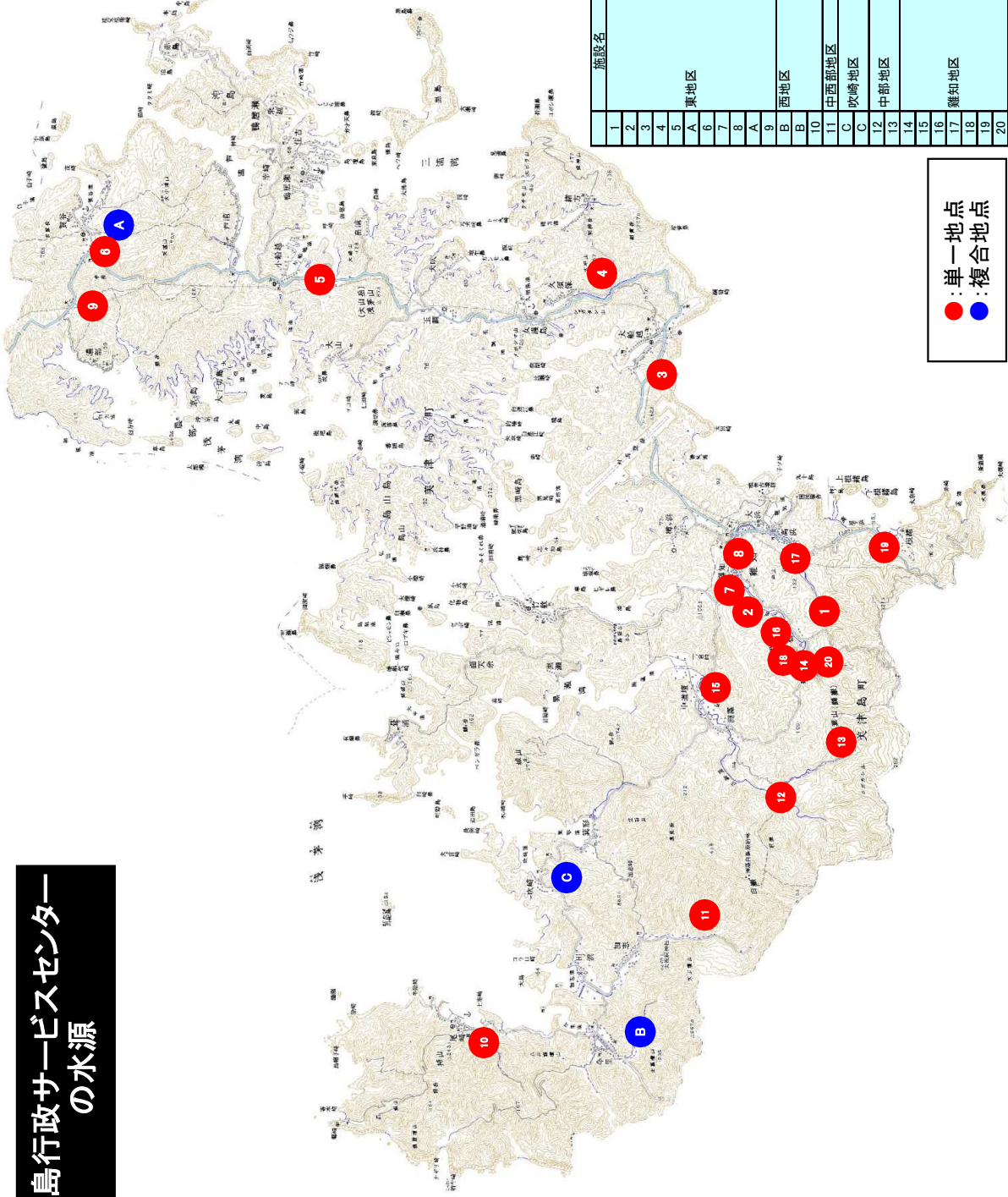
T E L 0920-53-6111(代)
 T E L 0920-52-0943(直)
 F A X 0920-52-1337

水道局(本庁)の水源



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平17総復、第642号)」

美津島行政サービスセンター の水源

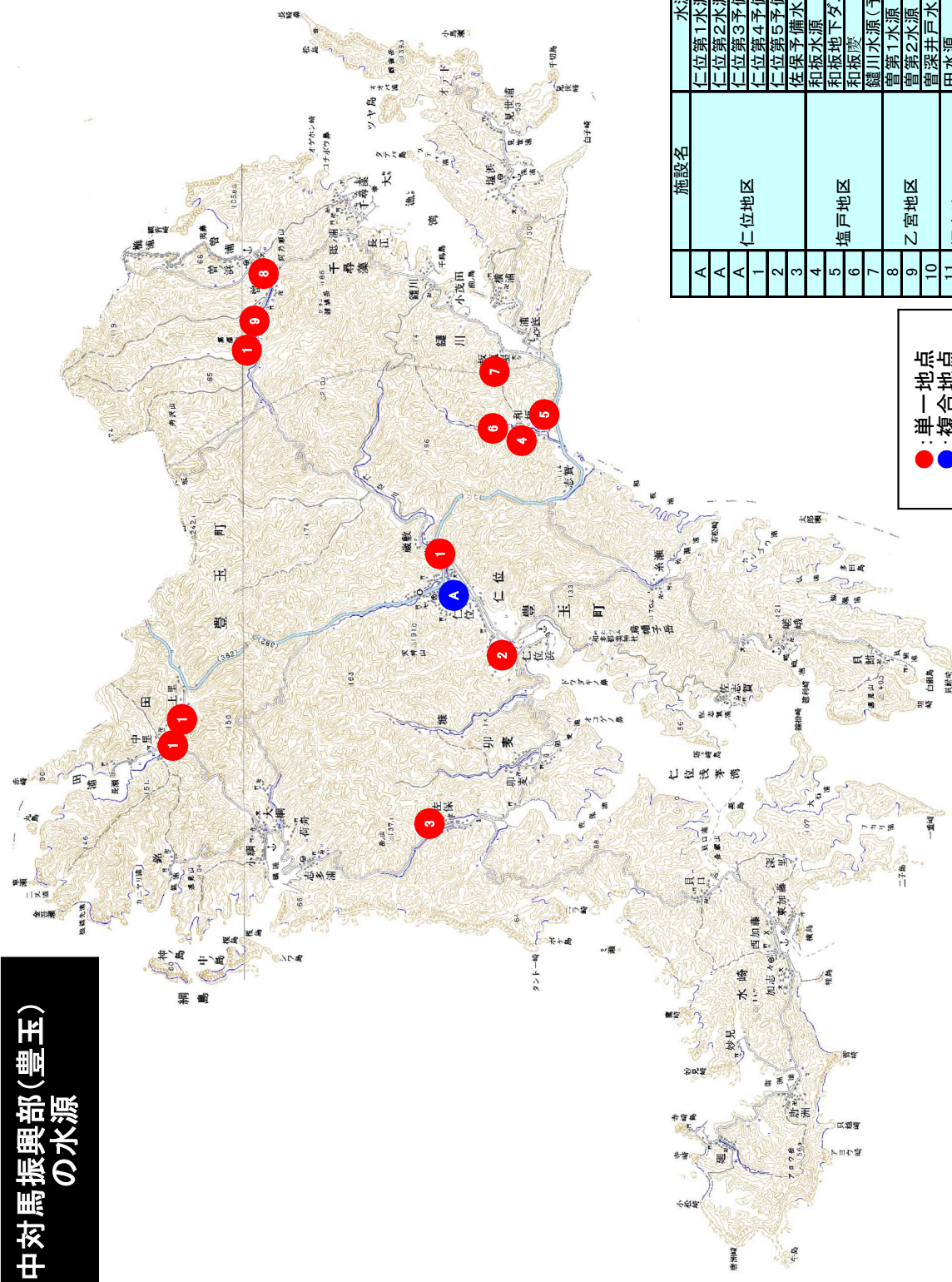


施設名	水源名称
1	東地区水源
2	鶏知水源
3	大船越水源
4	久須保水源
5	志土踏水源
A	寶谷第1水源
6	寶谷第2水源
7	第1予備水源
8	第2予備水源
A	寶谷予備水源
9	石原予備水源
B	今里第1水源
B	今里第2水源
10	鷹崎第3水源
11	加志水源
C	吹峰水源
C	子淵水源
12	洲瀬第1水源
13	洲瀬第2水源
14	第1水源
15	第2水源
16	第3水源
17	第4水源
17	鶏知水源
18	第5水源
19	根緒水源
20	予備水源

●: 単一地点
●: 複合地点

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平17総復、第642号)」

中対馬振興部(豊玉)の水源

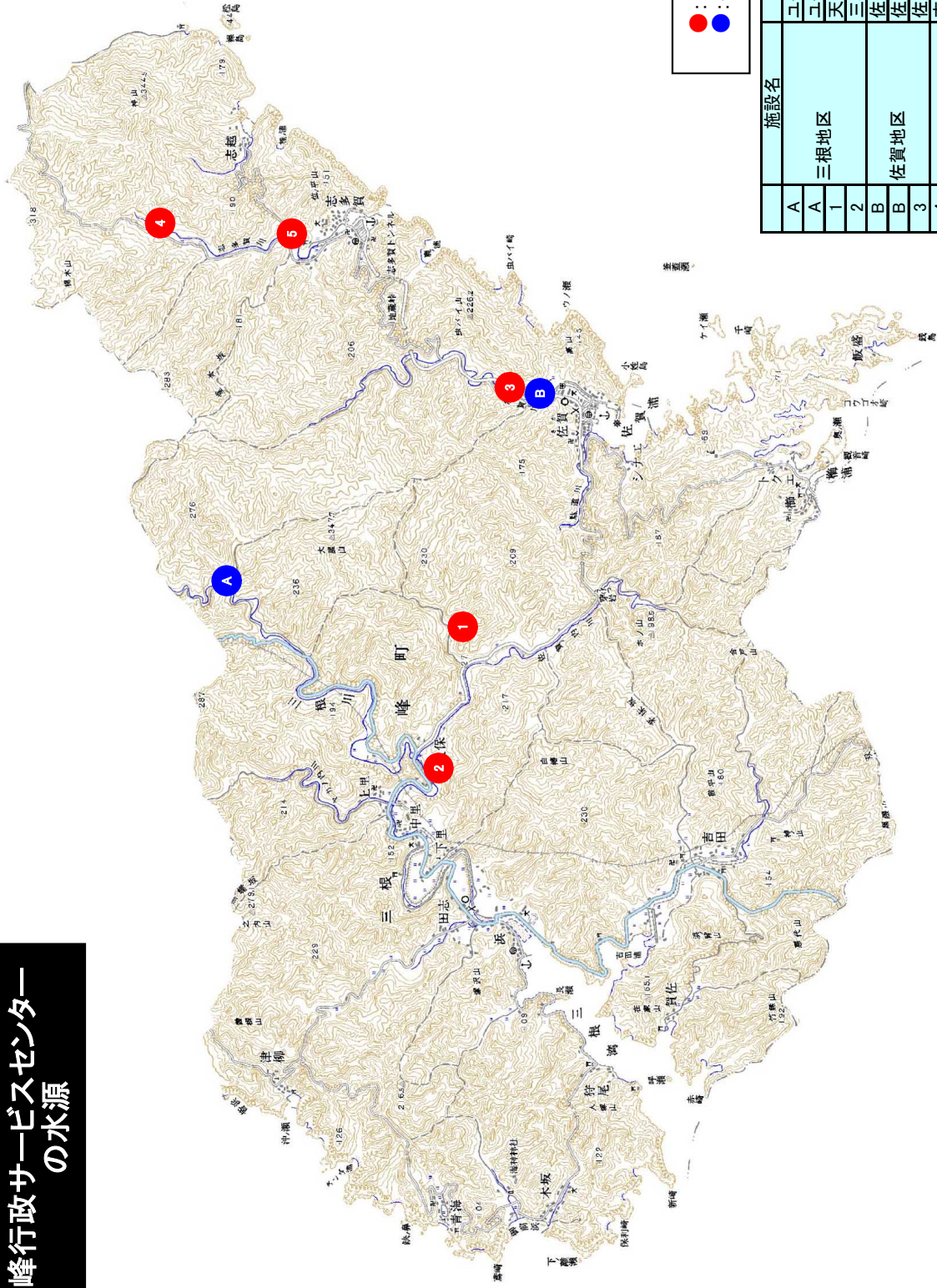


● : 単一地点
● : 複合地点

施設名	水源名称
A	仁位第1水源
A	仁位第2水源
A	仁位第3予備水源
1	仁位第4予備水源
2	仁位第5予備水源
3	佐保予備水源
4	和板水源
5	和板地下ダム水源
6	和板慶
7	臼杵川水源(予備水源)
8	曾第1水源
9	曾第2水源
10	曾深井戸水源(予備水源)
11	田水源
12	田深井戸水源(予備水源)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平17総復 第642号)

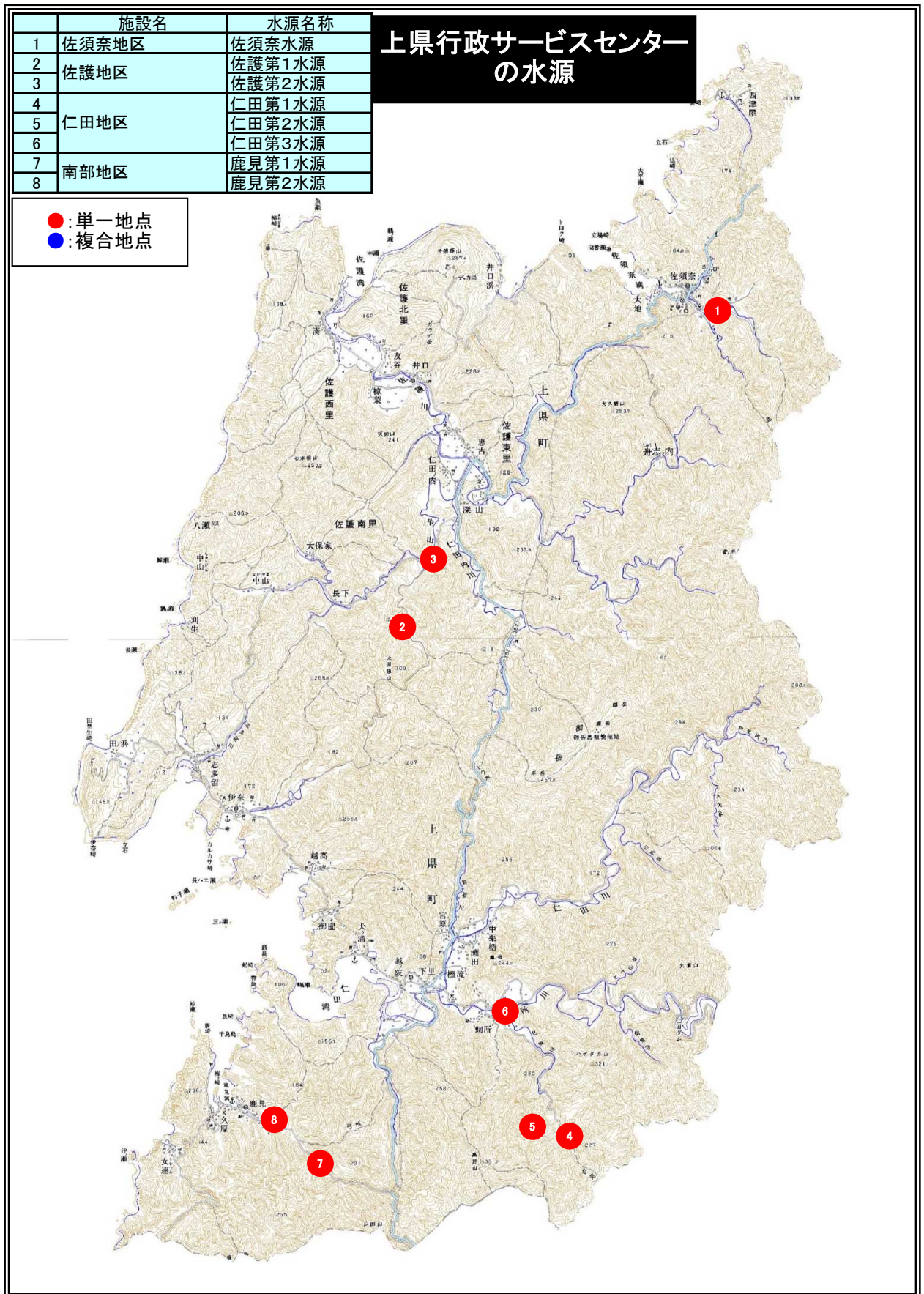
峰行政サービスセンター の水源



● 単一地点
● 複合地点

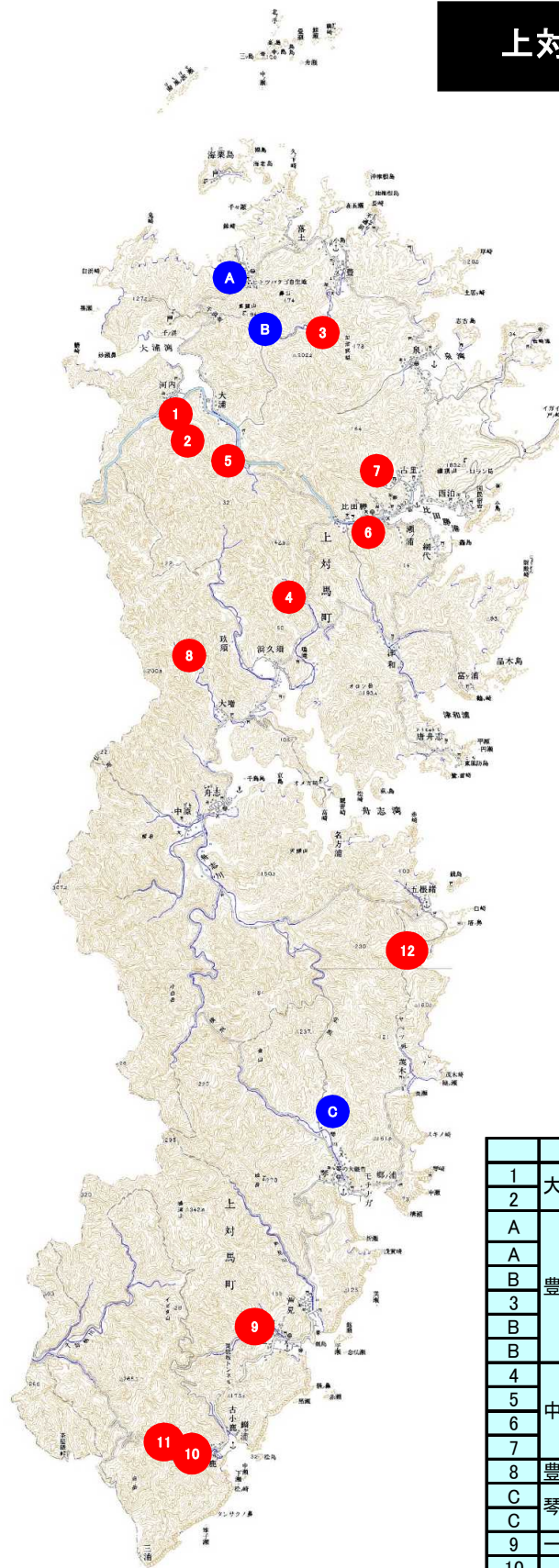
施設名	水源名称
A	ユクミ第1水源
A	ユクミ第2水源
1	天瀬水源
2	三根水源
B	佐賀第2水源
B	佐賀第3水源
3	佐賀第4水源
4	志多賀第2水源
5	志多賀第3水源

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平17総復、第642号)



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平17総復、第642号)」

上対馬振興部の水源



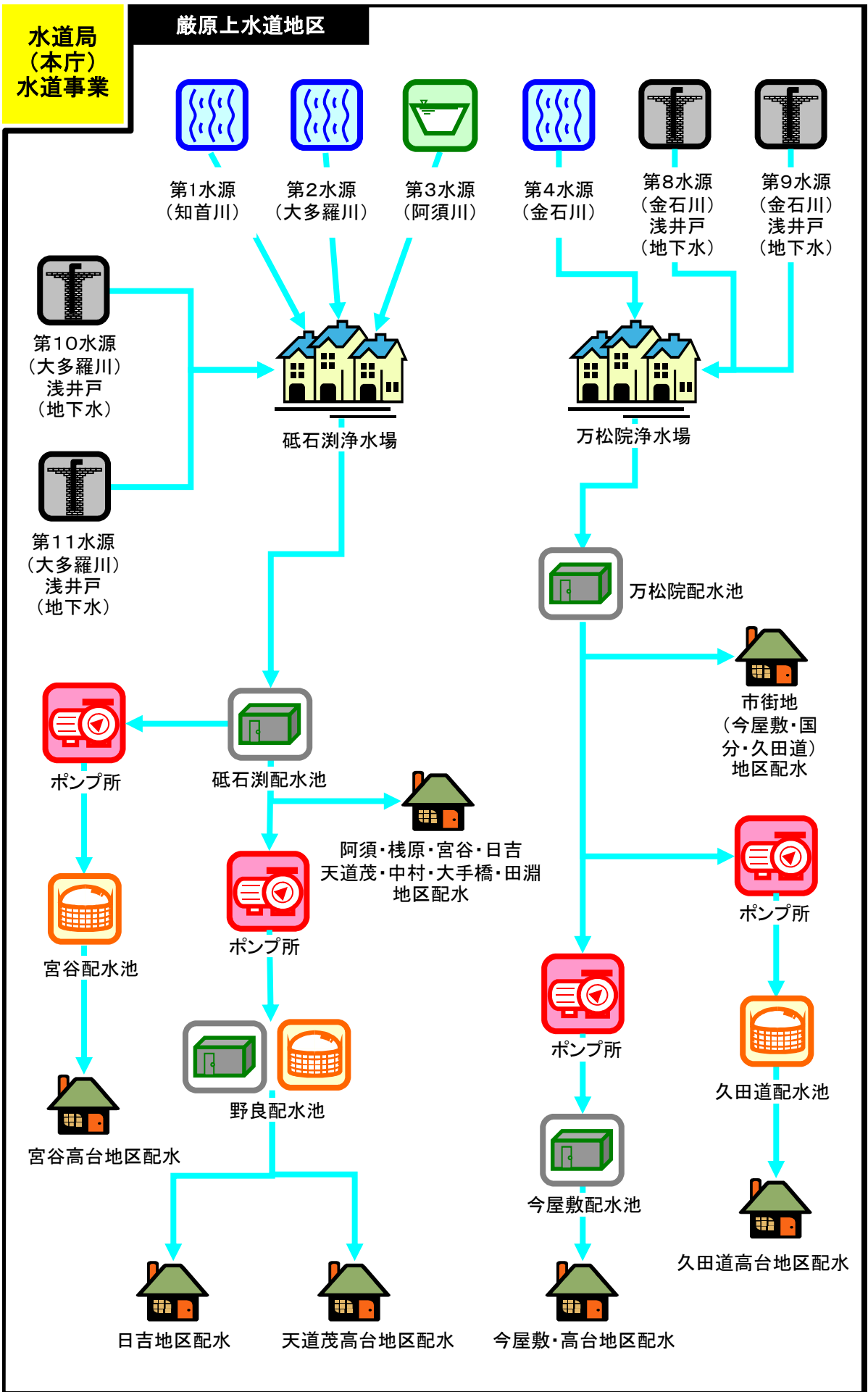
- : 単一地点
- : 複合地点

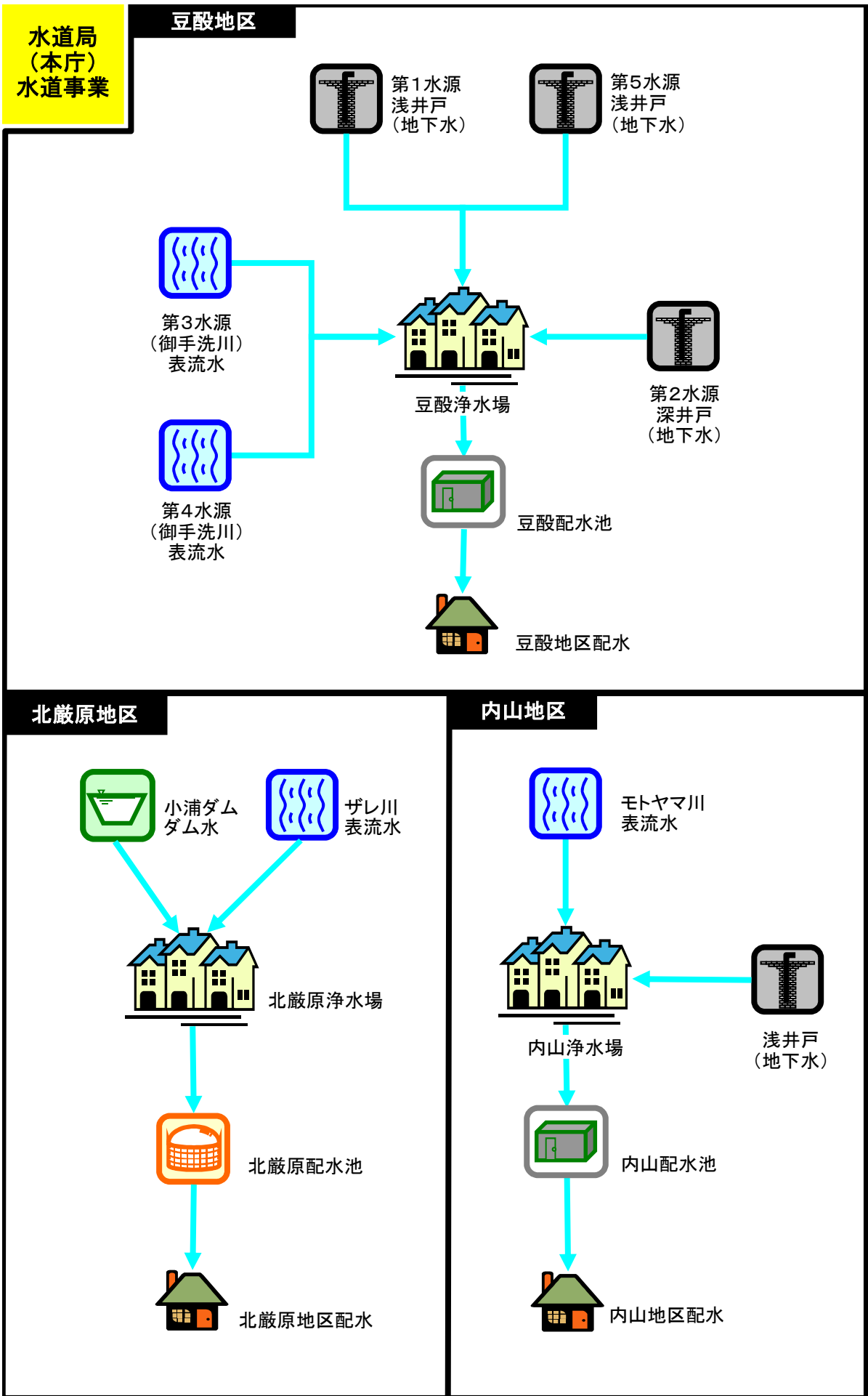
	施設名	水源名称
1	大河内地区	第1水源
2		第2水源
A		鱈浦第1水源
A		鱈浦第2水源
B	豊地区	豊水源ダム
3		第1水源
B		第3水源
B		第4水源
4	中央地区	鳴川ダム
5		大浦水源
6		比田勝水源
7		古里水源
8	豊南地区	第1水源
C	琴地区	第1水源
C		第2水源
9	一重地区	第1水源
10	小鹿地区	第1水源
11		第3水源
12	五根緒地区	第1水源

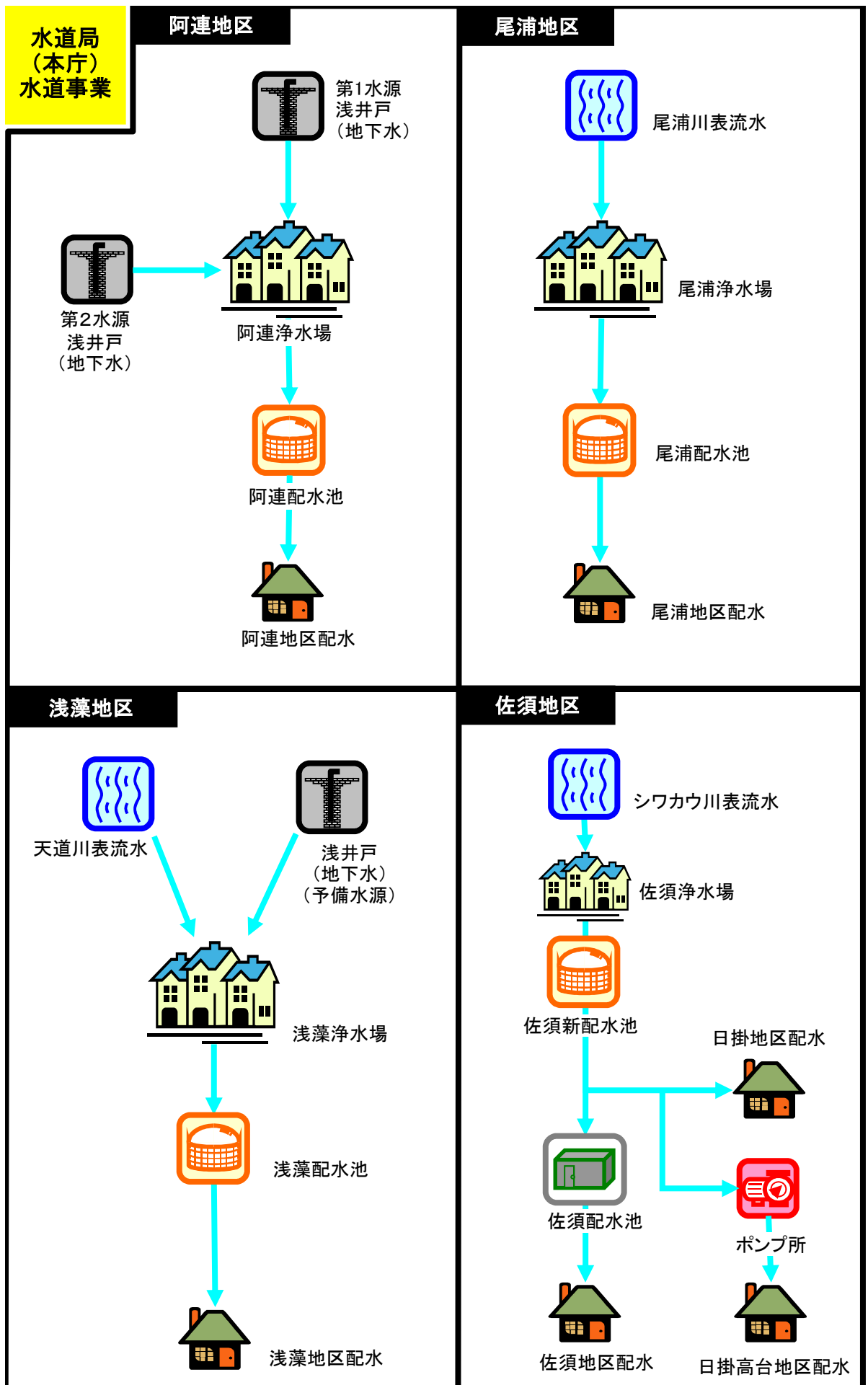
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平17総復、第642号)」

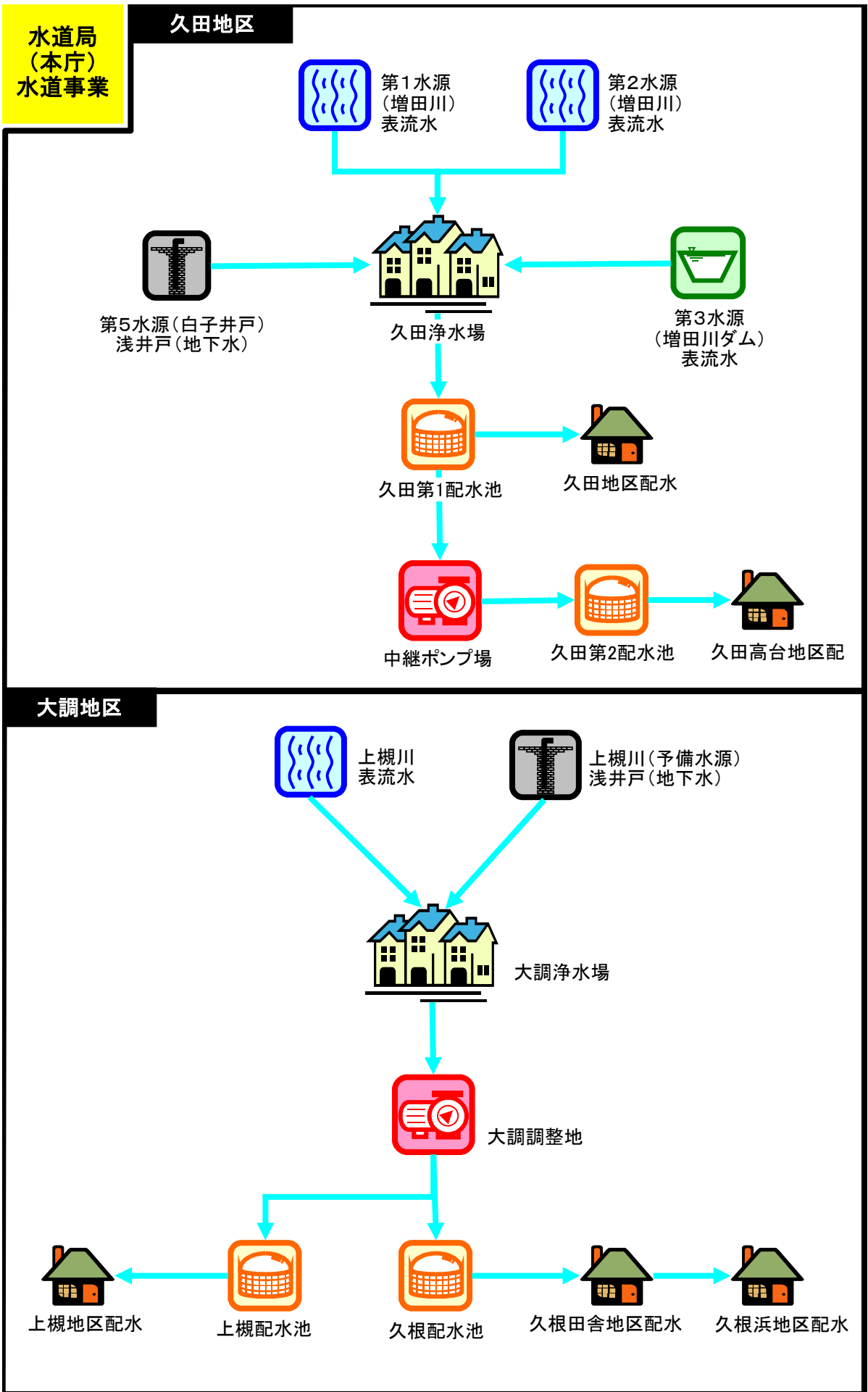
配水系統図に係る図形説明

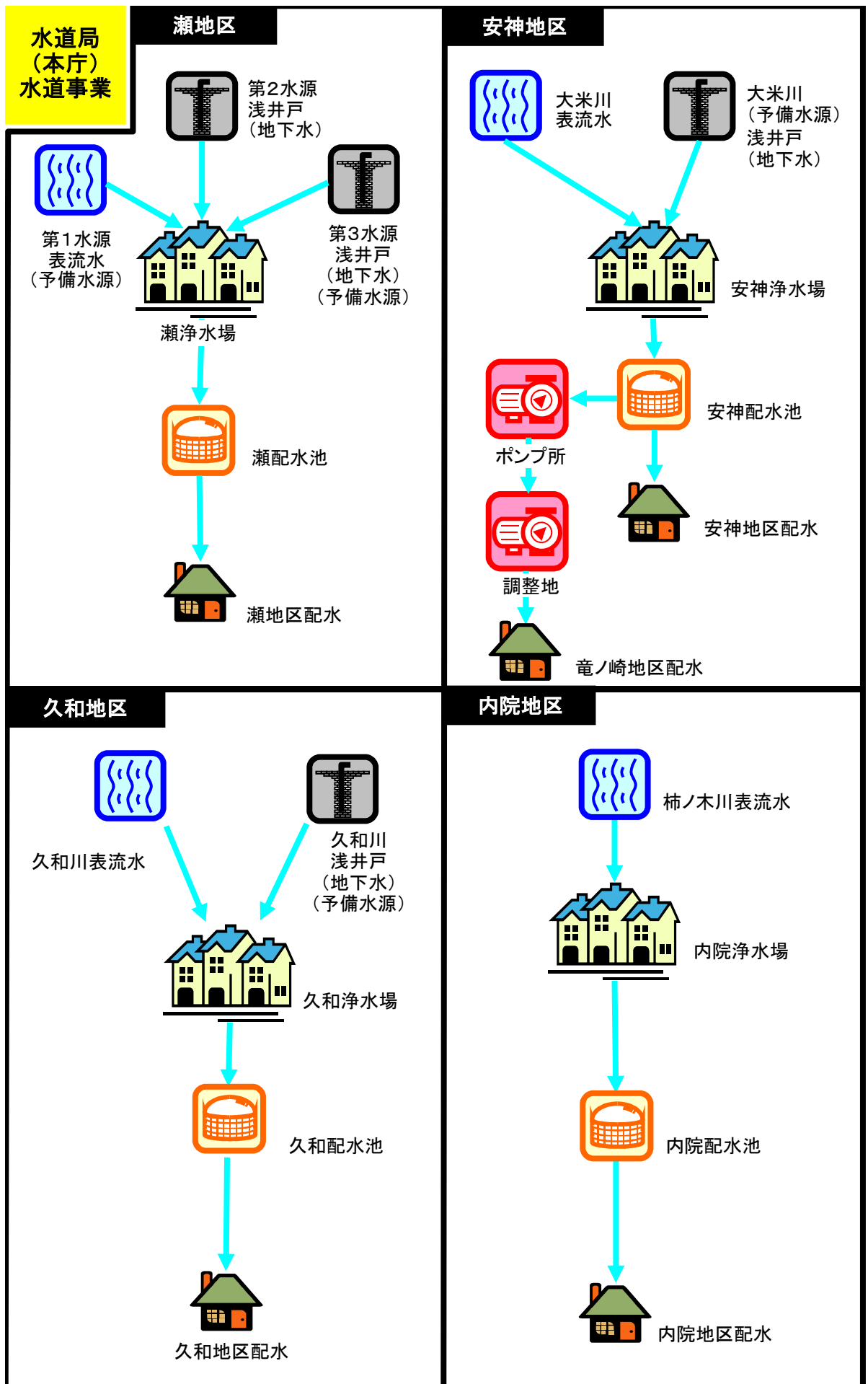


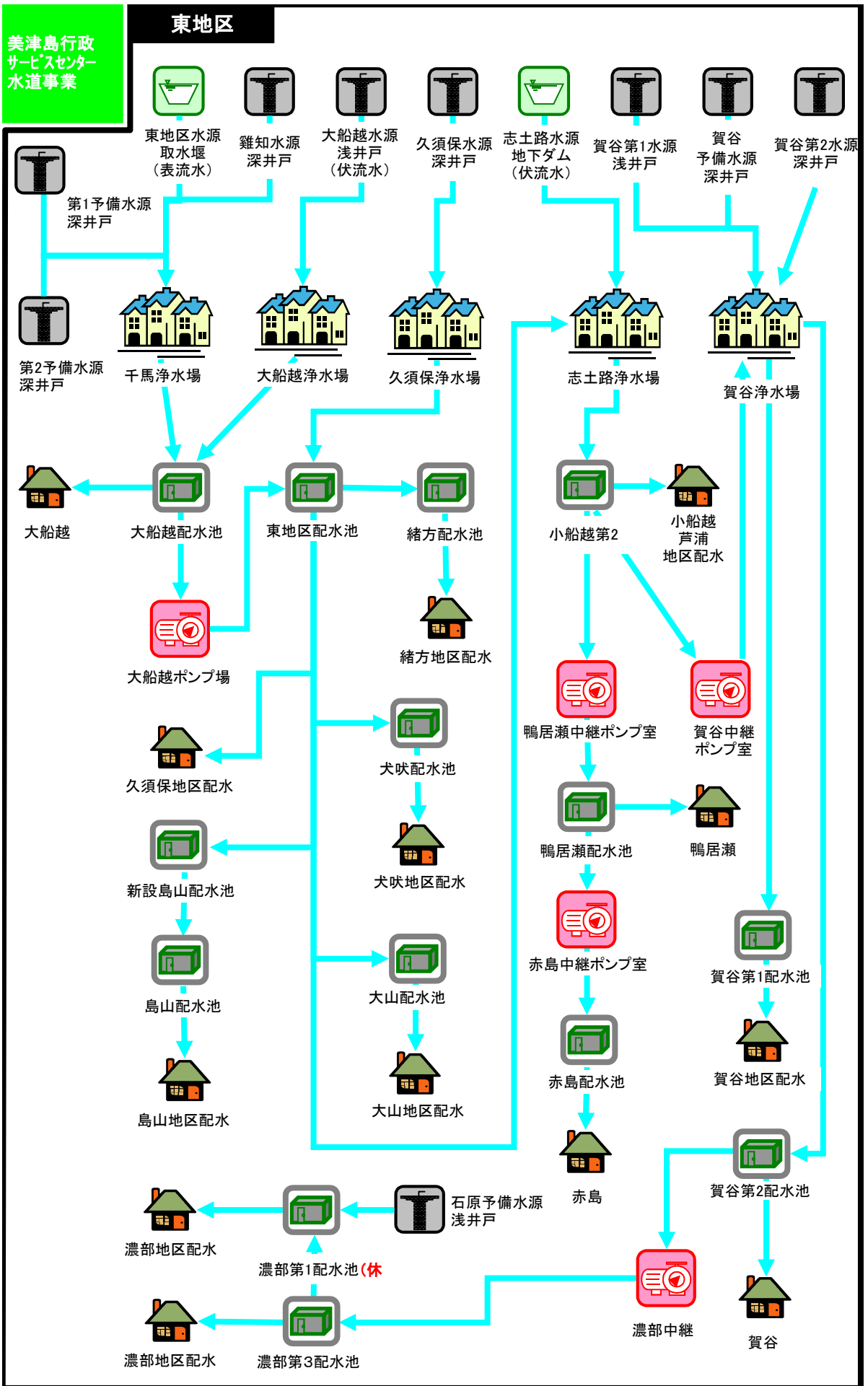


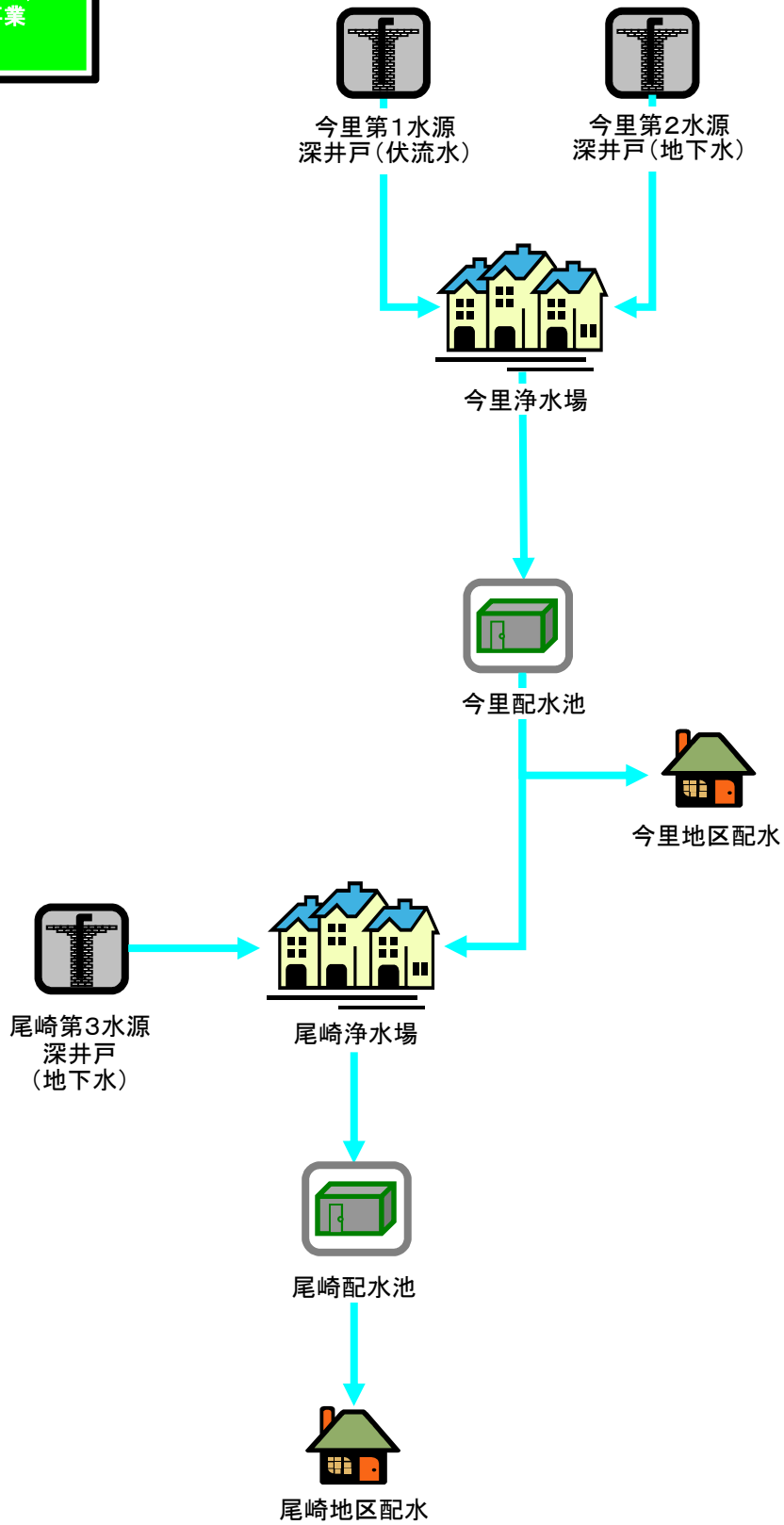




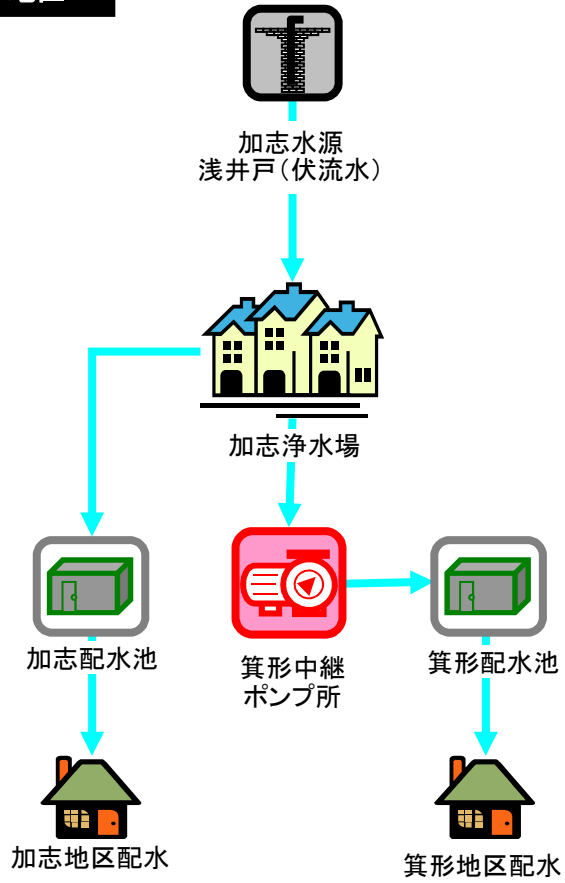




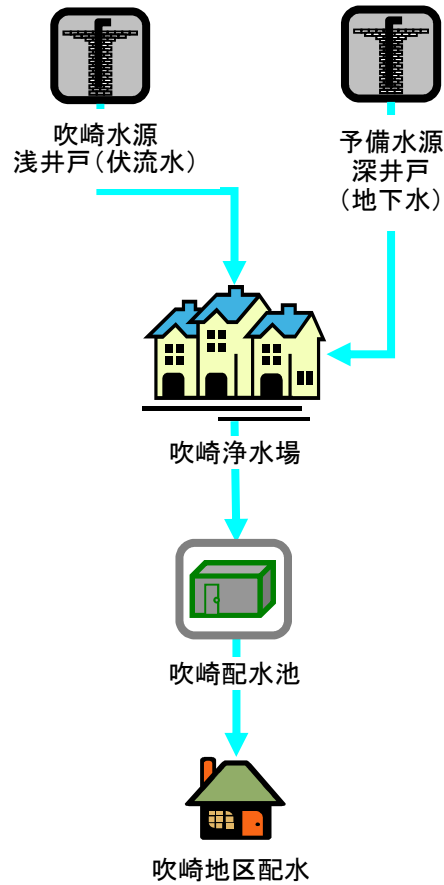


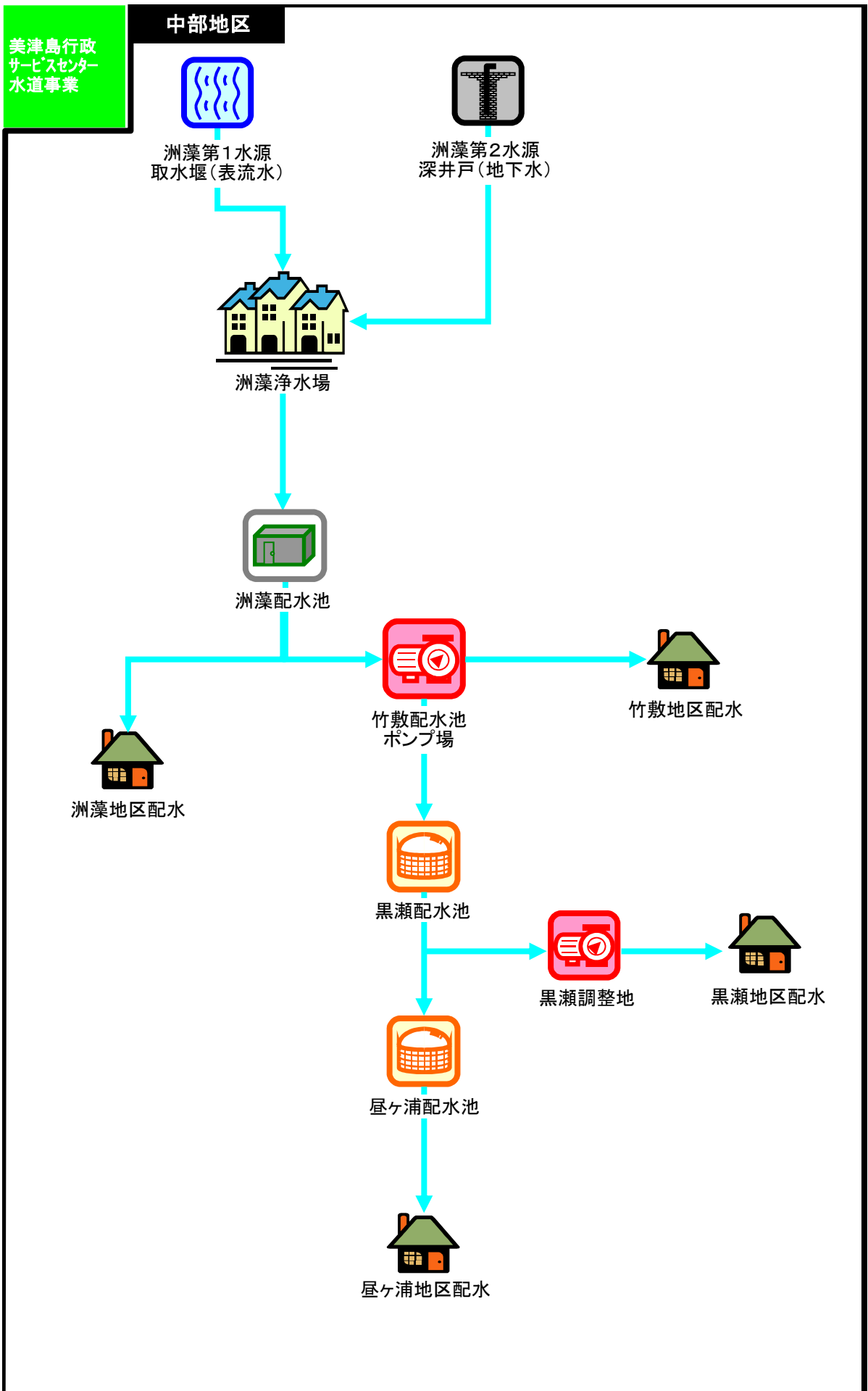


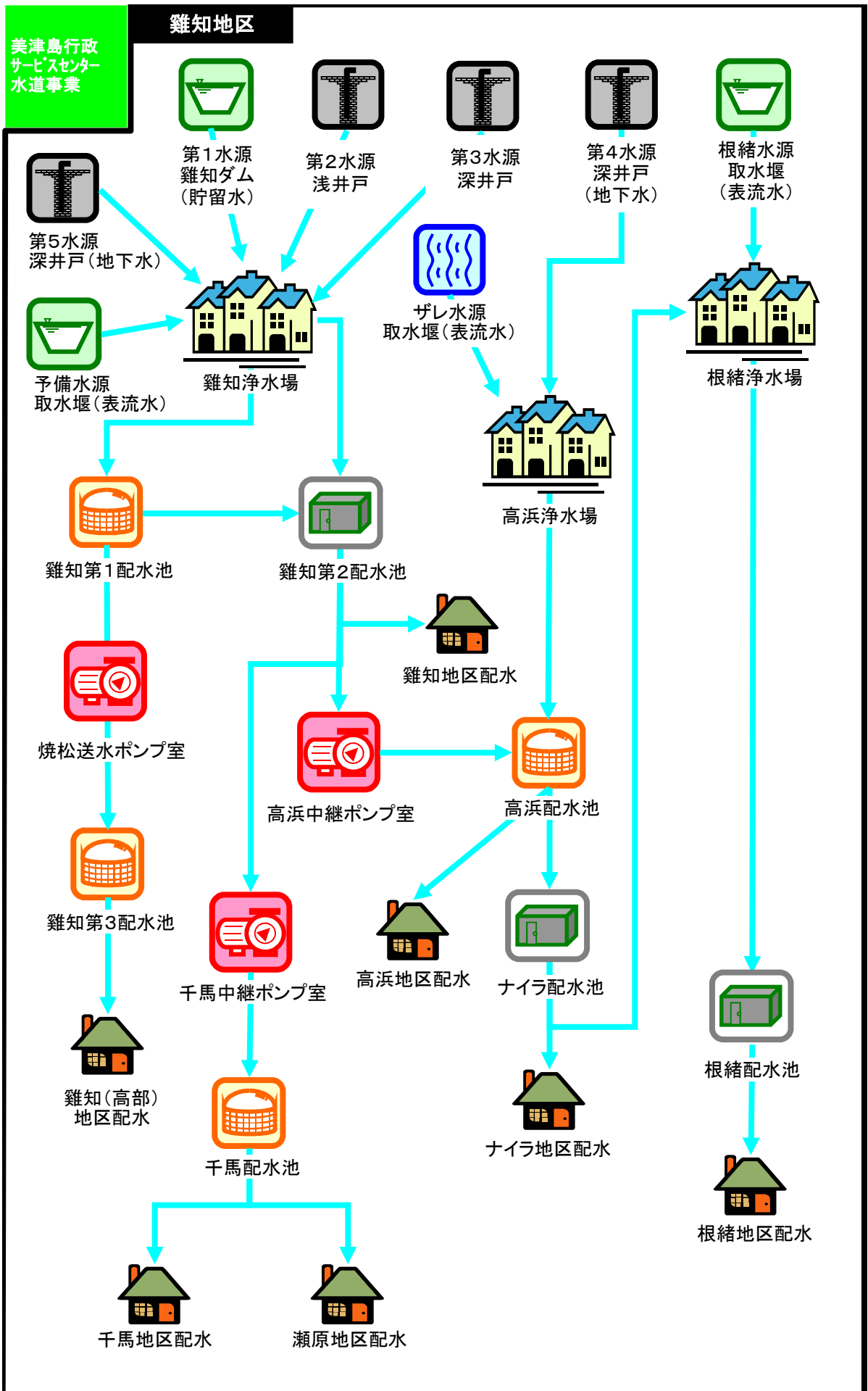
中西部地区

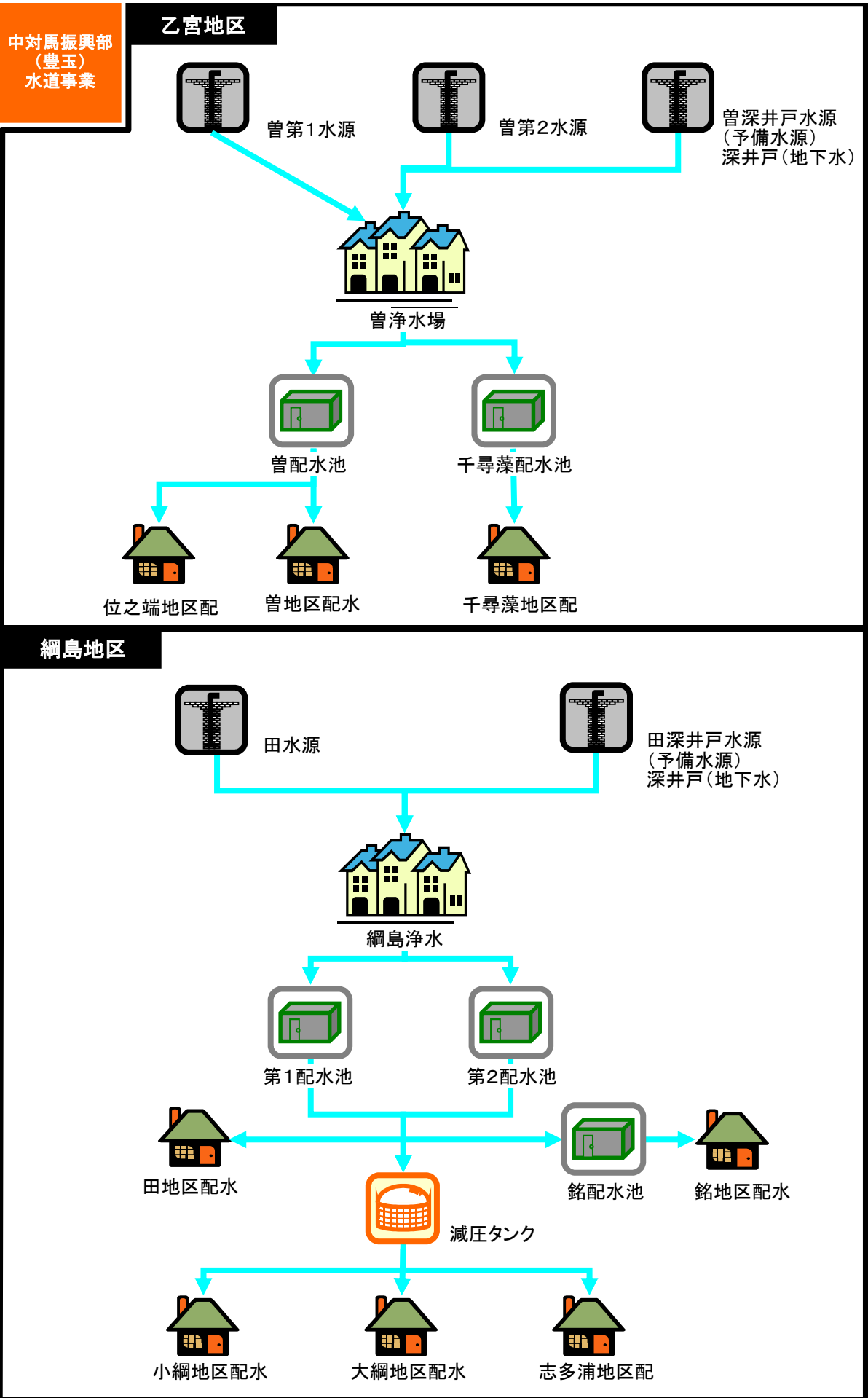


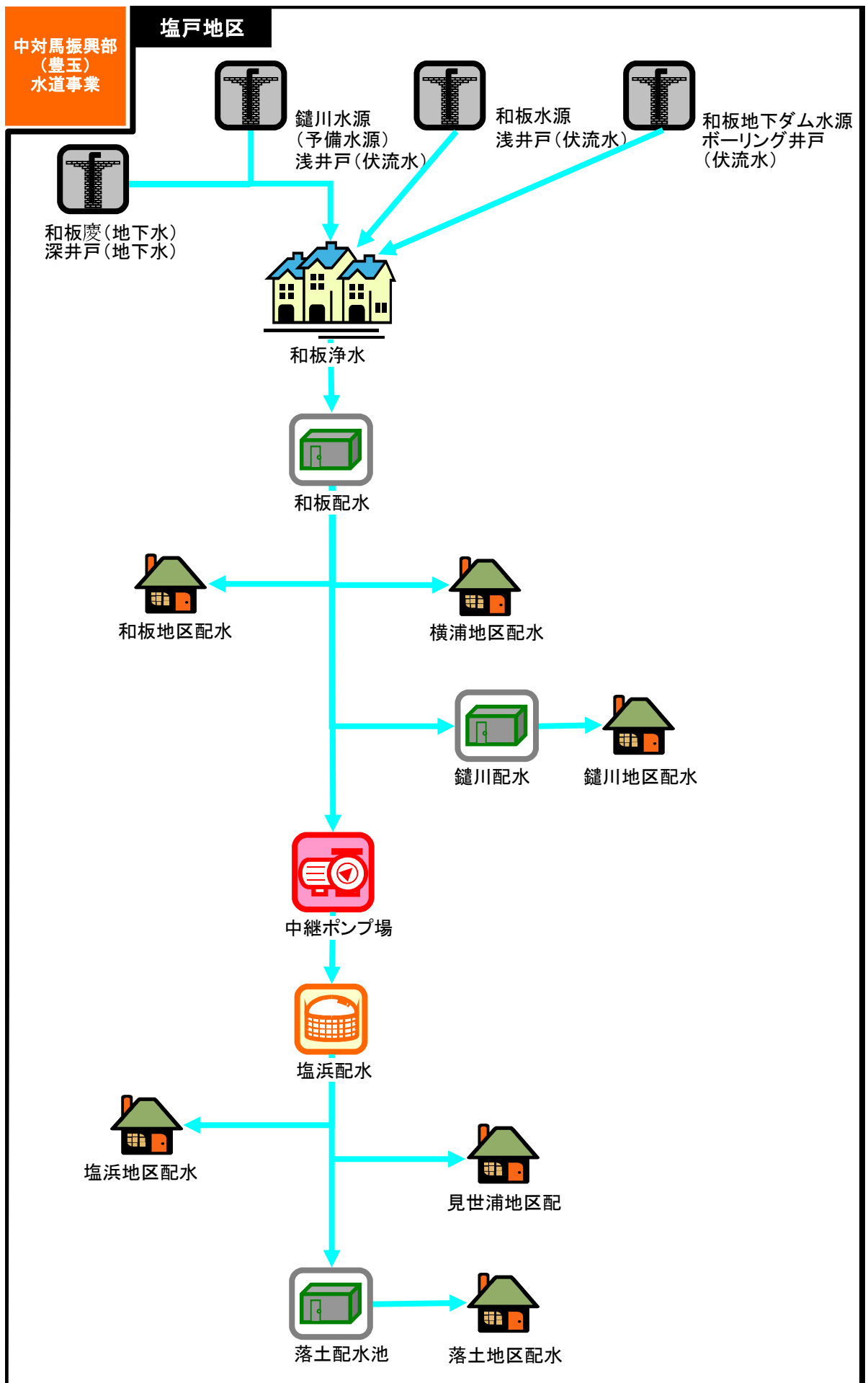
吹崎地区

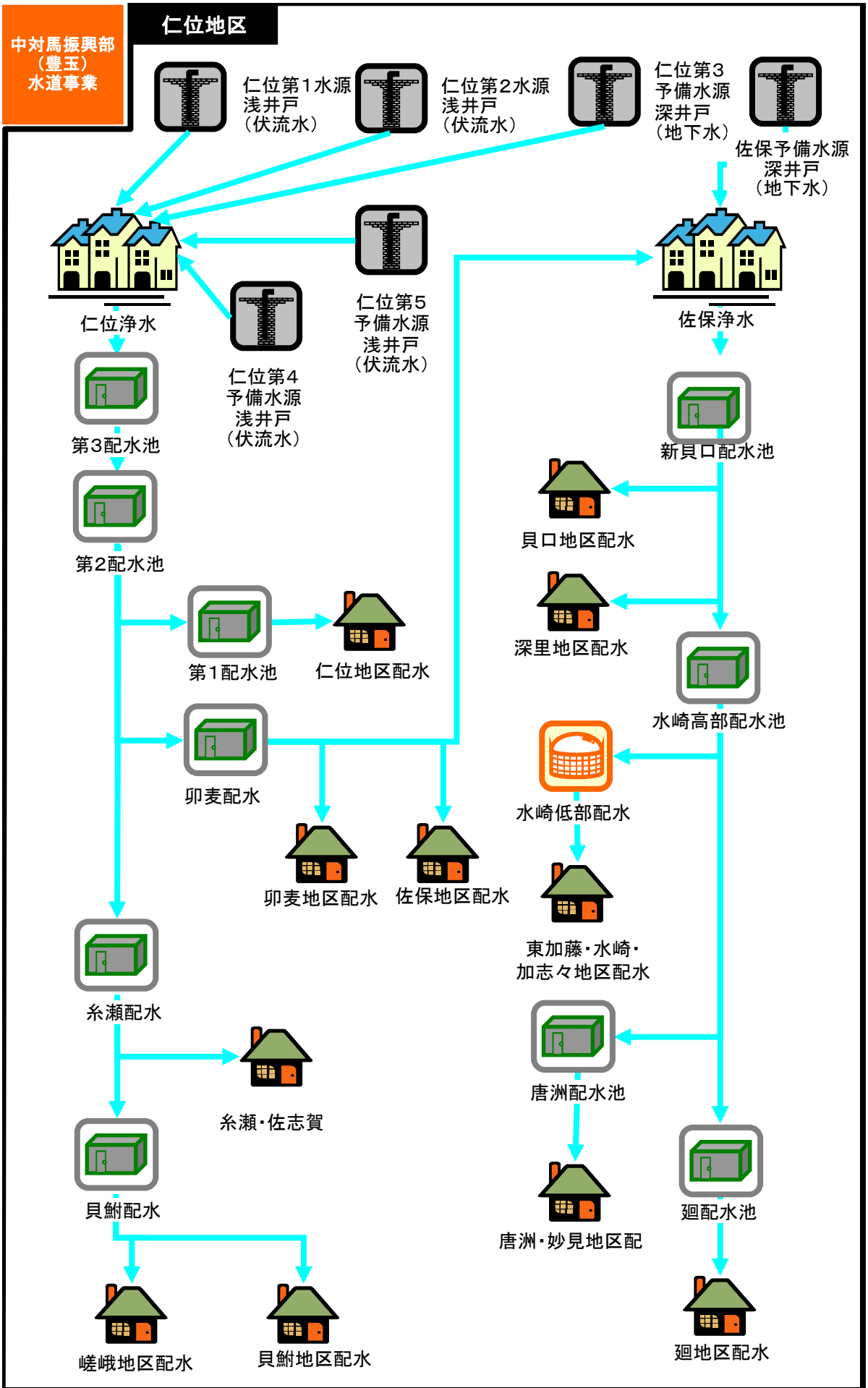


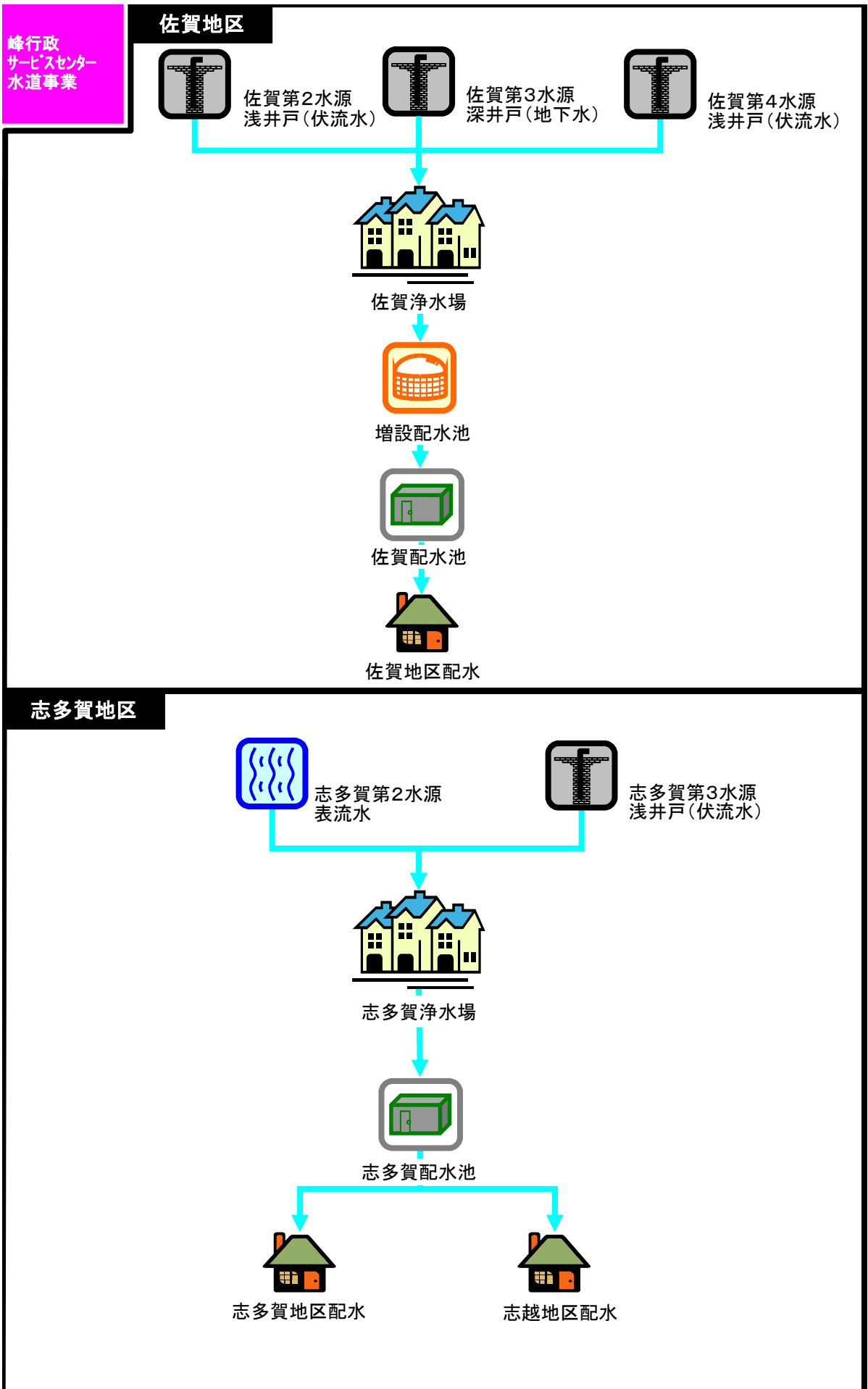


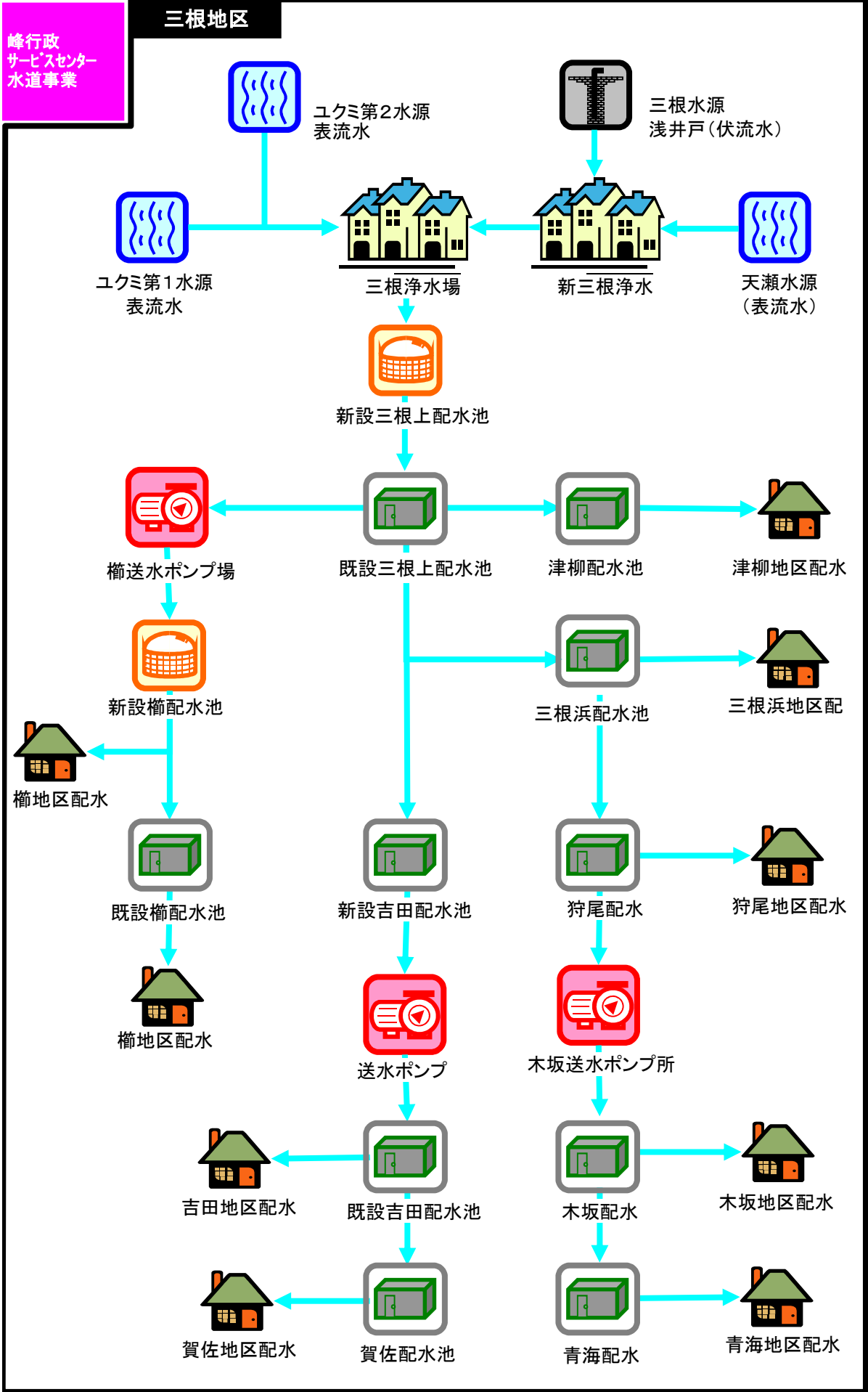


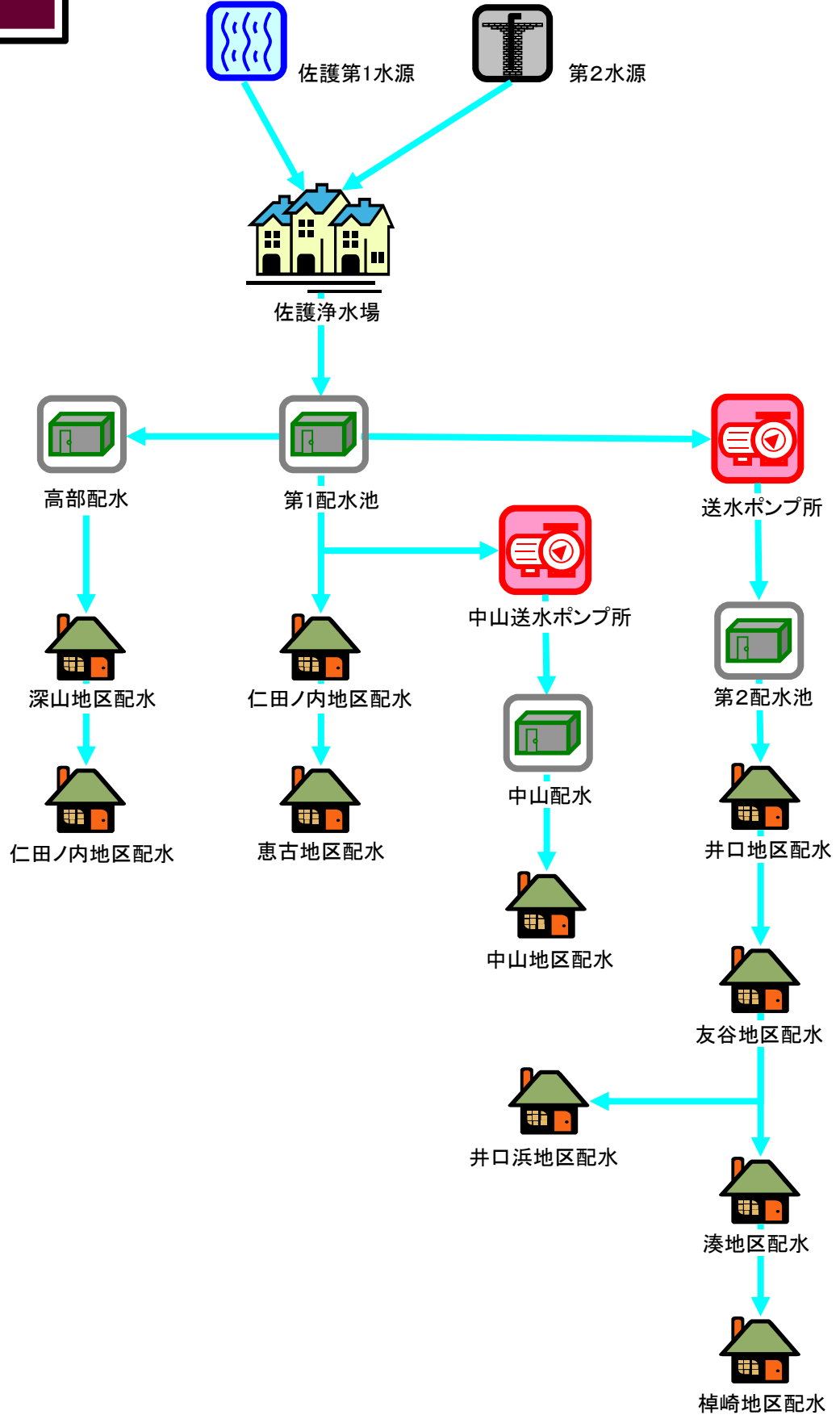


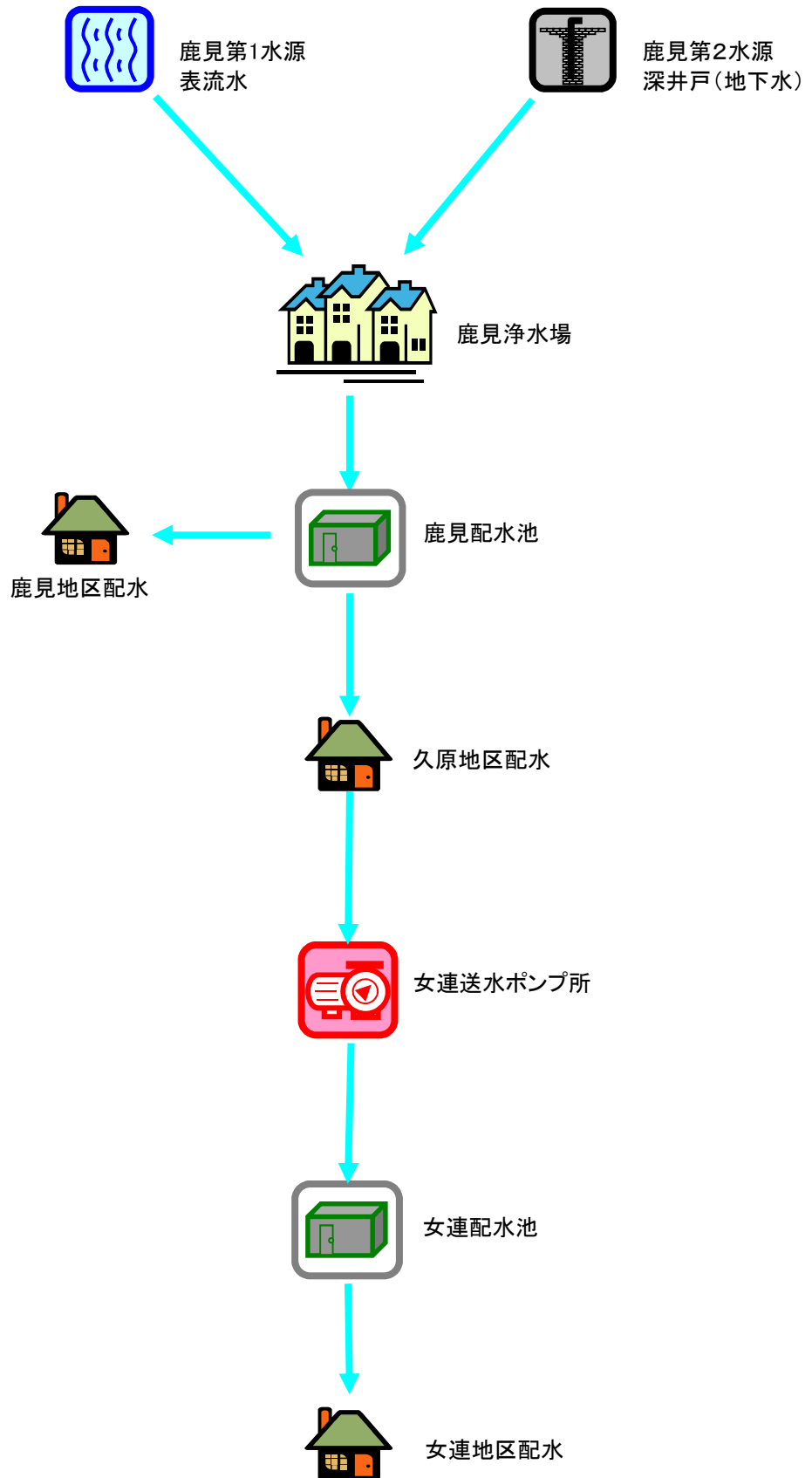


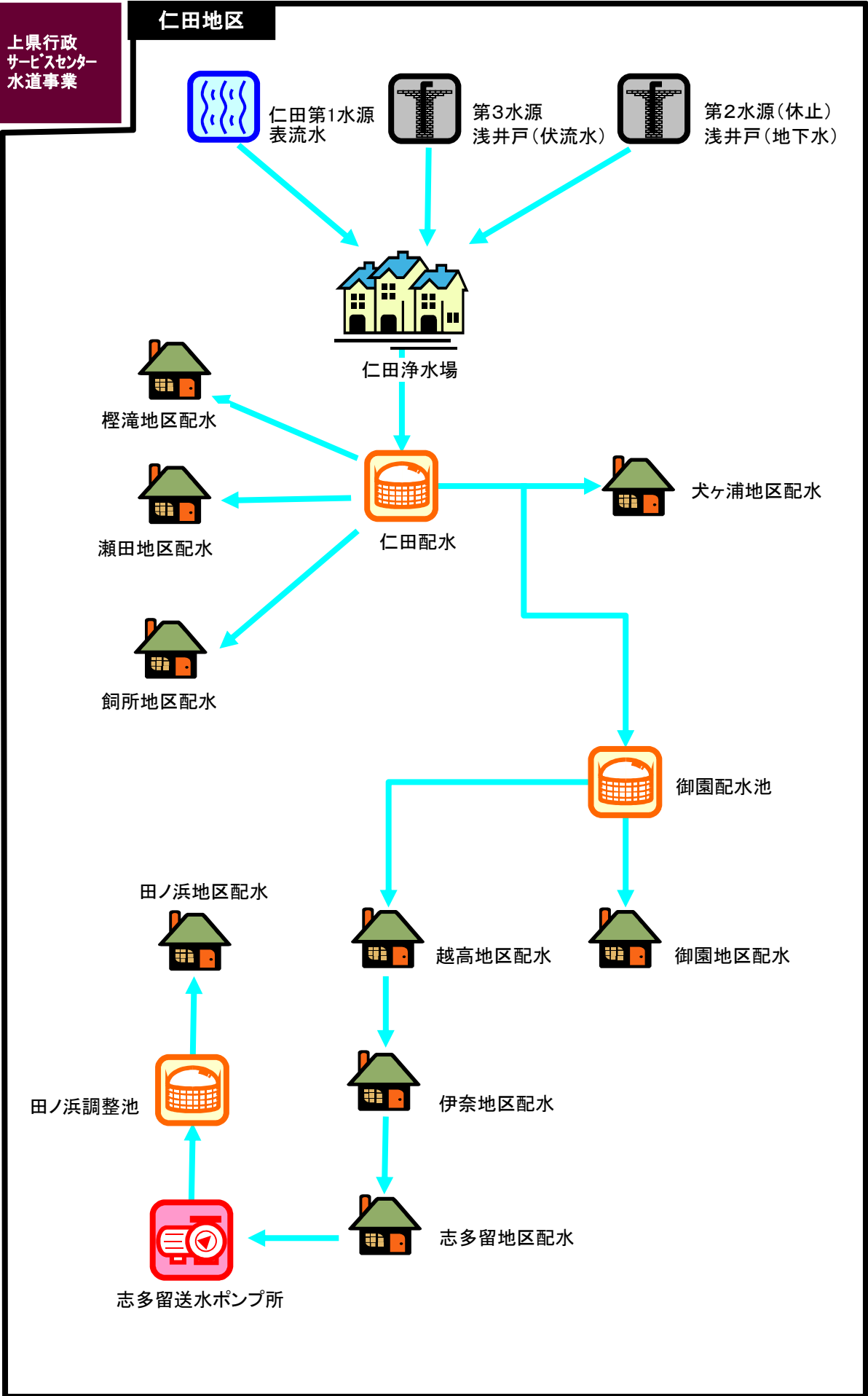




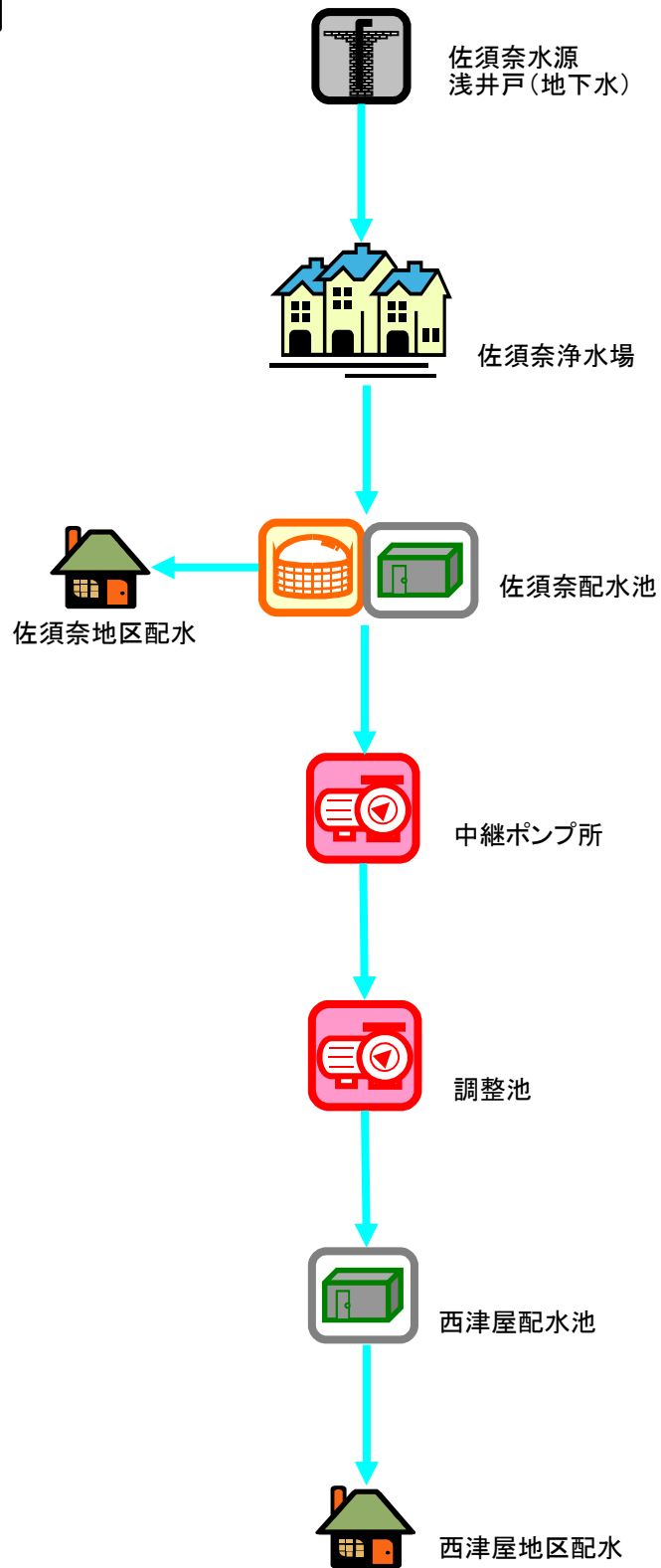


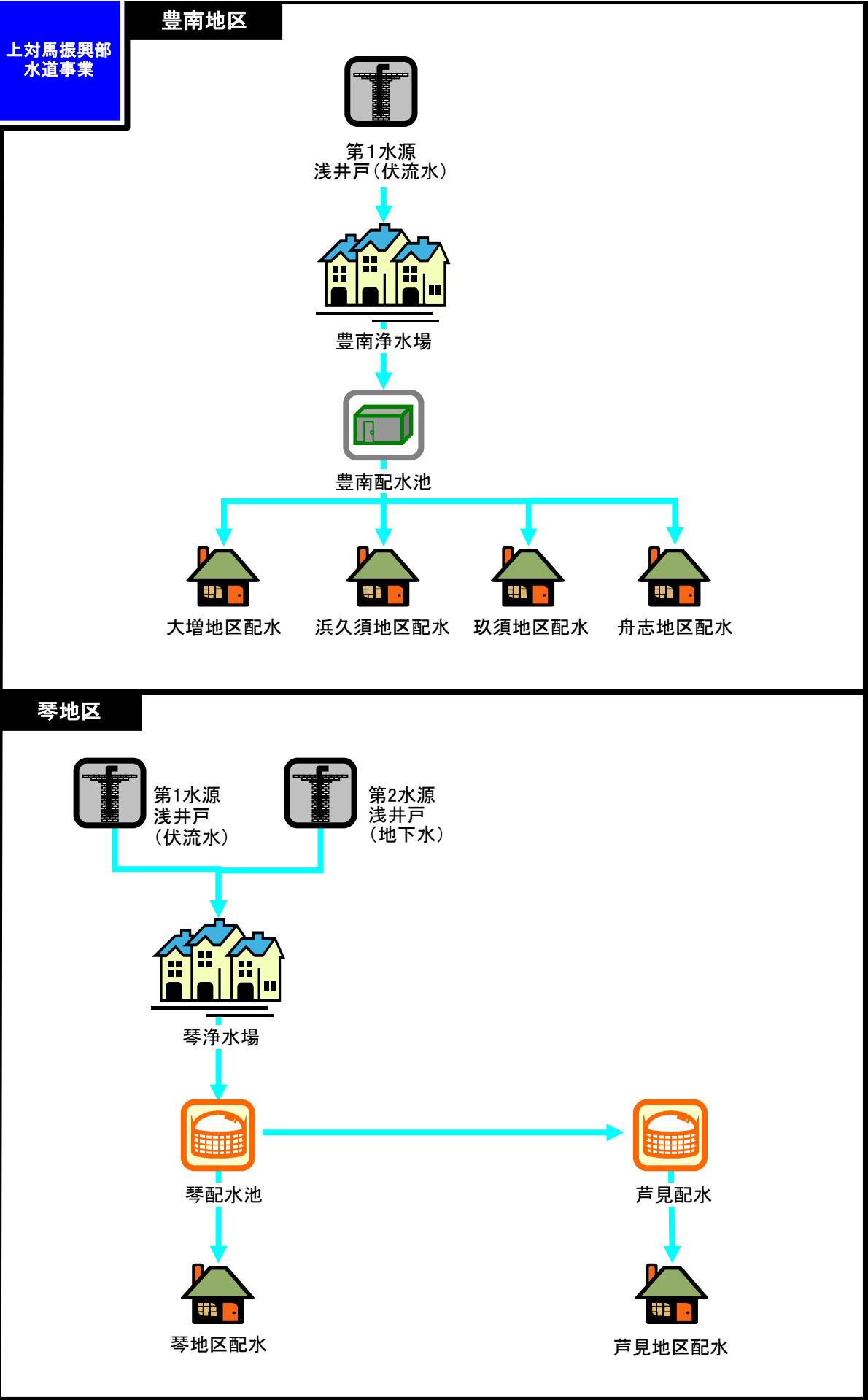




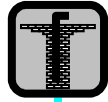


佐須奈地区





大河内地区



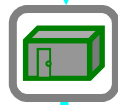
第1水源
浅井戸
(伏流水)



第2水源
浅井戸
(伏流水)



大河内浄水場



大河内配水池



河内地区配水



大浦地区配水

豊地区



第1水源
浅井戸
(地下水)



豊水源ダム



第3水源
深井戸
(地下水)



第4水源
深井戸
(地下水)



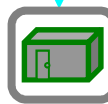
第1水源
浅井戸
(地下水)



第2水源
浅井戸
(地下水)



豊浄水場



豊配水池



豊地区配水



鱒浦浄水場

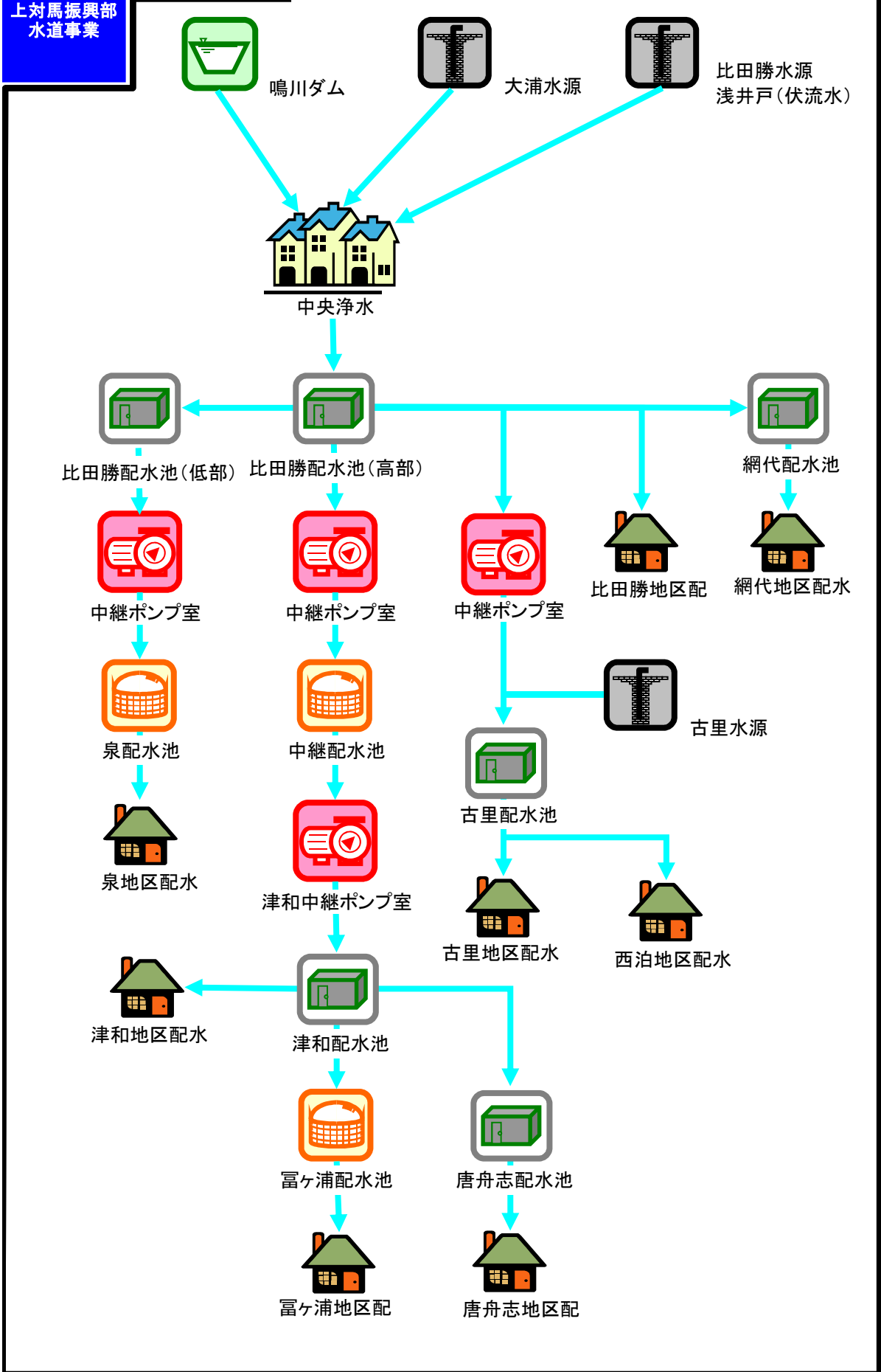


鱒浦配水池

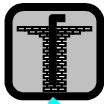


鱒浦地区配水

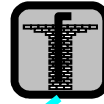
中央地区



小鹿地区



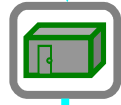
第1水源
浅井戸(地下水)



第3水源



小鹿浄水場



小鹿高部配水池



小鹿低部配水池



小鹿地区配水

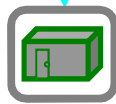
一重地区



第1水源



一重浄水場



一重配水池



一重地区配水

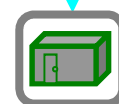
五根緒地区



第1水源



五根緒浄水場



五根緒配水池



五根緒地区配水

浄水

地区	施設名	採水地点
巖原町	上水道地区	国分(消防格納庫) 大手橋(消防格納庫)
	瀬地区	瀬(消防格納庫)
	久和地区	久和(消防格納庫)
	内院地区	内院(消防格納庫)
	浅藻地区	浅藻(消防格納庫)
	豆酛地区	豆酛(消防格納庫)
	阿連地区	阿連(消防格納庫)
	久田地区	久田(消防格納庫)
	北巖原地区	小浦(消防格納庫)
	佐須地区	椎根(消防格納庫)
	安神地区	安神(消防格納庫)
	尾浦地区	尾浦(消防格納庫)
	内山地区	内山(消防格納庫)
	大調地区	久根浜(消防格納庫)
美津島町	東地区	芦浦(消防格納庫) 濃部(濃部生活館)
	西地区	今里(西保育所) 尾崎(消防格納庫)
	中西部地区	加志(消防格納庫)
	吹崎地区	吹崎(消防格納庫)
	中部地区	昼ヶ浦(消防格納庫)
	雞知地区	雞知(美津島行政サービスセンター) 根緒(消防格納庫)
豊玉町	仁位地区	廻地内
	塩戸地区	見世浦地内
	乙宮地区	千尋藻地内
	綱島地区	小綱地内
峰町	三根地区	櫛(消防格納庫)
	佐賀地区	東部中学校
	志多賀地区	志多賀児童遊園
上県町	佐須奈地区	佐須奈地内
	佐護地区	湊(集会施設)
	仁田地区	檜滝(仁田水道事務所)
	南部地区	女連(消防格納庫)
上対馬町	琴地区	芦見(消防格納庫)
	一重地区	一重(集会施設)
	小鹿地区	小鹿地内
	大河内地区	河内(漁協河内支所)
	豊地区	鰐浦地内 豊(消防格納庫)
	中央地区	古里(集会施設) 比田勝(日新商会)
	豊南地区	浜久須(消防格納庫)
	五根緒地区	五根緒(漁村センター)

原水

地区	施設名	採水地点
巖原町	上水道地区	着水井(第4水源金石川表流水・第8水源金石川地下水・第9水源金石川地下水) 着水井(第1水源知首川表流水・第2水源大多羅川表流水・第3水源阿須川ダム表流水・第10水源大多羅川地下水・第11水源大多羅川地下水)
	瀬地区	着水口(第2地下水)
	久和地区	着水井
	内院地区	着水井
	浅藻地区	ろ過池(天道川表流水)
	豆敷地区	ろ過池(第1水源地下水・第2水源地下水・第3水源御手洗川表流水・第4水源御手洗川表流水・第5水源地下水)
	阿連地区	着水井(第1地下水・第2地下水)
	久田地区	着水井(第1表流水・第2表流水・第5地下水・ダム水)
	北巖原地区	着水井(表流水・ダム水)
	佐須地区	着水井
	安神地区	着水井(表流水・地下水)
	尾浦地区	着水井
	内山地区	着水井
	大調地区	着水井(上槻川表流水・上槻川地下水)
美津島町	東地区	着水池(千馬浄水場) 井戸(賀谷第1水源) 井戸(志土路水源) 井戸(大船越水源) 井戸(久須保水源) 井戸(濃部補水源)
	西地区	着水口(今里第1水源・第2水源) 着水口(尾崎第3水源)
	中西部地区	着水井
	吹崎地区	吹崎水源
	中部地区	着水井(第1・第2水源)
	雞知地区	雞知ダム(雞知第1水源) 井戸(洲藻第2水源) 井戸(第3水源) 井戸(第4水源) 井戸(第5水源)
	豊玉町	仁位地区
塩戸地区		着水井
乙宮地区		着水井
綱島地区		井戸
峰町	三根地区	着水井(ユクミ第1水源・ユクミ第2水源が合流) 着水井(天瀬水源・三根水源が合流)
	佐賀地区	着水井(佐賀第2水源・佐賀第4水源が合流)
	志多賀地区	着水井(志多賀第2水源・志多賀第3水源が合流)
上県町	佐須奈地区	着水井
	佐護地区	着水井
	仁田地区	着水井
	南部地区	着水井
上対馬町	琴地区	ろ過池(第1水源、第2水源)
	一重地区	ろ過池
	小鹿地区	ろ過池
	大河内地区	ろ過池
	豊地区	鱈浦第1水源・鱈浦第2水源 豊地区着水井
	中央地区	古里水源 大浦水源 比田勝水源 鳴川ダム
	豊南地区	ろ過池
五根緒地区	ろ過池	

別紙 5

番号	検 査 項 目	基準項目検査 浄水51項目	基準項目検査 原水39項目	毎月検査 9項目	毎日検査 3項目
1	一般細菌	○	○	○	
2	大腸菌	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	○	○		
4	水銀及びその化合物	○	○		
5	セレン及びその化合物	○	○		
6	鉛及びその化合物	○	○		
7	ヒ素及びその化合物	○	○		
8	六価クロム化合物	○	○		
9	亜硝酸態窒素	○	○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○		
12	フッ素及びその化合物	○	○		
13	ホウ素及びその化合物	○	○		
14	四塩化炭素	○	○		
15	1,4-ジオキサン	○	○		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○		
17	ジクロロメタン	○	○		
18	テトラクロロエチレン	○	○		
19	トリクロロエチレン	○	○		
20	ベンゼン	○	○		
21	塩素酸	○			
22	クロロ酢酸	○			
23	クロロホルム	○			
24	ジクロロ酢酸	○			
25	ジブロモクロロメタン	○			
26	臭素酸	○			
27	総トリハロメタン	○			
28	トリクロロ酢酸	○			
29	ブロモジクロロメタン	○			
30	ブロモホルム	○			
31	ホルムアルデヒド	○			
32	亜鉛及びその化合物	○	○		
33	アルミニウム及びその化合物	○	○		
34	鉄及びその化合物	○	○		
35	銅及びその化合物	○	○		
36	ナトリウム及びその化合物	○	○		
37	マンガン及びその化合物	○	○		
38	塩化物イオン	○	○	○	
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	○	○		
40	蒸発残留物	○	○		
41	陰イオン界面活性剤	○	○		
42	ジェオスミン	○	○		
43	2-メチルイソボルネオール	○	○		
44	非イオン界面活性剤	○	○		
45	フェノール類	○	○		
46	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	
47	pH値	○	○	○	
48	味	○		○	
49	臭気	○	○	○	
50	色度	○	○	○	
51	濁度	○	○	○	
52	色				○
53	濁り				○
54	残留塩素				○

別紙 6

水質検査項目並びに水質基準値・定量下限値・測定精度変動係数及び発生原因等

番号	項目名	基準値	定量下限値	測定精度変動係数	発生原因及び毒性等
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	1	-	水の一般的洗浄度を示す指標です。これが著しく増加した場合にはし尿、下水、配水等による病原生物に汚染されている疑いがあります。一般には、塩素消毒により殆どの菌が死滅します。
2	大腸菌	検出されないこと	-	-	水系感染症の主な病原菌は、人や動物の糞便に由来しており、大腸菌が検出された場合には、病原生物に汚染されている疑いがあります。一般的には、塩素消毒により殆どの菌が死滅します。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 0.003mg/l以下	0.0003	10%	蓄積性の有害物質で、長期間にわたり摂取すると腎機能障害や骨障害をもたらします。イタイタイ病の原因物質として知られています。自然界に広く分布しています。鉱山、工場排水等に混入のおそれがあります。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、 0.0005mg/l以下	0.00005	10%	急性中毒の場合は口内炎・下痢・腎障害、慢性中毒では貧血・白血球減少・手足の知覚喪失の症状となります。水俣病は、有機水銀であるメチル水銀が原因で発生したことが知られています。自然水中では殆ど検出されません。工場排水等に混入のおそれがあります。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、 0.01mg/l以下	0.001	10%	金属セレンは毒性が少ないが、化合物には猛毒のものが多い。粘膜に刺激を与え、胃腸障害、肺炎などの症状を引き起こします。鉱山、工場排水等に混入のおそれがあります。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、 0.01mg/l以下	0.001	10%	神経系の障害や貧血、頭痛、食欲不振などの中毒症状を起こすことが知られています。昔から水道管に使用され溶けにくいといわれていたましたが、最近では溶出が問題となっています。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、 0.01mg/l以下	0.001	10%	蓄積性があり、感覚異常や皮膚の角化、末梢精神神経症などを起こします。ヒ素による健康障害は、西日本一帯で起きた森永ヒ素ミルク中毒事件が知られています。農薬、殺虫剤、医薬品、除草剤混入のおそれがあります。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 0.02mg/l以下	0.002	10%	六価クロムの毒性は強く、多量に摂取した場合は、嘔吐、下痢、尿障害などの症状を引き起こします。鉱山、工場排水等に混入のおそれがあります。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004	10%	血中でヘモグロビンと結合してメヘモグロビンとなります。メヘモグロビンは酸素運搬能力がないため、体内の酸素供給不足で酸欠状態となります。抵抗力の弱い乳幼児ではチアノーゼをおこすおそれが考えられます。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアン物の量に関して、 0.01mg/l以下	0.001	10%	強い毒性があり、口から摂取すると粘膜から急速に吸収され、頭痛、吐き気、けいれん等を引き起こします。シアン化カリウムは青酸カリとして知られています。自然水中では殆ど検出されません。工場排水等に混入のおそれがあります。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.1	10%	窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水などに含まれる窒素化合物が水や土の中で変化してこの物質となります。高濃度に含まれると幼児にメヘモグロビン血症(チアノーゼ症)を起こすことがあります。基準値は2つの合計値です。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、 0.8mg/l以下	0.08	10%	温泉地帯の地下水や河川水に多く含まれることがあります。適量摂取は虫歯の予防効果があるとされていますが、高濃度に含まれると斑状歯の原因となります。

番号	項目名	基準値	定量下限値	測定精度 変動係数	発生原因及び毒性等
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、 1.0mg/l以下	0.05	10%	中毒症状は、下痢、嘔吐などを起こします。この化合物で、なじみのあるものにホウ酸があります。ホウ酸は刺激が少なく温和な消毒剤として使用されてきましたが、傷のある皮膚や粘膜などから速やかに吸収され、中毒症状を引き起こします。現在では、目の洗浄や消毒のみに使用されています。工場排水等に混入のおそれがあります。
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002	20%	化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、地下水を汚染する物質で、発ガン性があることが知られています。
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005	20%	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.004	20%	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.002	20%	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001	20%	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.003	20%	
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001	20%	
21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.06	10%	塩素酸は、消毒用次亜塩素酸ナトリウムに含まれる不純物に由来する物が多い物質です。また、除草剤や染料の原料として使用される他、水を二酸化炭素で消毒した場合に生じる消毒副生成物である。酸化力による赤血球のダメージが懸念されています。原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成される副生成物です。中でもクロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルムはトリハロメタンと呼ばれ、発ガン性があることが知られています。
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002	20%	
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.001	20%	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.004	20%	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001	20%	
26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001	10%	
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.01	-	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.02	20%	
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001	20%	
30	プロモホルム	0.09mg/l以下	0.009	20%	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.008	20%	
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 1.0mg/l以下	0.05	10%	水道管の亜鉛メッキ鋼管から溶け出すこともあります。高濃度に含まれると白く濁ります。鉱山、工場排水等に混入のおそれがあります。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して 0.2mg/l以下	0.02	10%	原水の処理過程で使用する凝集剤に含まれます。高濃度に含まれると白く濁る原因となります。自然界には土壌、水、動植物などに化合物の形で含まれます。浄水場ではポリ塩化アルミニウムが凝集剤に使用されています。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、 0.3mg/l以下	0.03	10%	水道管の鉄管から溶け出すことがあります。高濃度に含まれると異臭味や赤水となり、洗濯物を染色する原因となります。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、 1.0mg/l以下	0.005	10%	給水装置などに使用される銅管などから溶け出すことがあります。高濃度に含まれると洗濯物や水道施設を着色する原因となります。
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、 200mg/l以下	2	10%	過剰に摂取すると高血圧症等が懸念されます。基準値を超えると水の味に影響するようになります。自然界に広く分布します。水道では次亜塩素酸ナトリウムによる消毒処理に使用されています。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.05mg/l以下	0.005	10%	管の壁に付着し、はく離して流出すると黒い水の原因となります。基準値を超えると黒く濁る原因となります。主に地質に起因。河川では低層水の溶存酸素が少なくなると底質から溶出してくることがあります。

番号	項目名	基準値	定量下限値	測定精度 変動係数	発生原因及び毒性等
38	塩化物イオン	200mg/l以下	0.2	10%	基準値を越えると塩味を感じるようになります。また、金属を腐食させる原因となります。自然水中に含まれます。多くは地質に由来。水道中の塩素イオンは凝集剤、消毒剤使用によって増加。
39	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	300mg/l以下	1	10%	硬度とは、カルシウムとマグネシウムの合計量で、硬度が高いと石鹸の泡立ちが悪くなり、また、胃腸を害して下痢を起こす場合があります。味は、硬度が高いと口に残るような味がし、低すぎるとタンパクでこくのない味になります。
40	蒸発残留物	500mg/l以下	1	-	水をそのまま蒸発させたときに残る物質の総量で、その成分は主にカルシウム、マグネシウム、ナトリウムなど無機塩類や有機物です。残留物が多いと苦みや渋い味となり、適度に含まれるとまるやかな味になります。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02	10%	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。
42	ジオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001	20%	異臭味の原因物質で、藻の仲間により作られカビ臭を発生させます。ダムの水など停滞水を水源とする水に発生しやすい。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001	20%	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.005	20%	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。自然環境中には存在せず、微生物が生分解することは困難。石鹸、洗剤、可溶性剤などに使用。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005mg/l以下	0.0005	20%	この物質が含まれる原水を塩素処理すると、クロロフェノールが生成され水に異臭味を与えるようになります。自然水中には含まれません。工場排水、防錆、防腐剤混入のおそれ。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	0.5	10%	水中に存在する有機物中の炭素を有機炭素または全有機炭素(TOC)といい、水中の有機物濃度を推定する指標として用いられます。下水、し尿、汚水等を多く含む水の混入、汚染プランクトン類の繁殖の疑い。
47	pH値	5.8以上8.6以下	-	-	水の酸性やアルカリ性程度を表す指標で、7が中性。7より小さいほど酸性が強く、7より大きいほどアルカリ性が強くなります。地下水は二酸化炭素が多く含まれているので微酸性のことが多く、配管やポンプが錆びやすい。
48	味	異常でないこと	-	-	水の味は、地質、化学薬品などの混入や藻類等微生物の繁殖によるものの他、配管の腐食などに起因することがあります。
49	臭気	異常でないこと	-	-	水の臭気は、藻類等や放線菌等によるカビ臭物質、フェノールなどの有機化合物が原因です。水の塩素処理によるカルキ臭、水道管の内面塗装剤に由来することもあります。
50	色度	5度以下	0.5	10%	水の色の程度を数値で示すもの。色の原因は、主にフミン質と呼ばれる植物等が微生物により分解された有機高分子化合物や鉄やマンガン等金属類です。赤水は鉄、黒水はマンガン、青水は銅が原因。
51	濁度	2度以下	0.2	10%	水の濁りを数値で示すもの。濁りの原因は、主に管内の錆や堆積物が流出した微粒子で粘土性物質、鉄錆、有機物質などです。給水栓水の濁りは配・給水施設や管の異常を示します。

水道法水質基準値については厚生労働省令第101号(平成15年5月30日付)による。